

第一百四十回国会
衆議院

文教委員会 議録 第十九号

(三九四)

平成九年六月六日(金曜日)
午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 二田 孝治君

理事 稲葉 大和君
理事 栗原 裕康君
理事 佐藤 茂樹君
理事 山元 勉君
岩永 峯一君
栗本慎一郎君
阪上 善秀君
林 幹雄君
山口 泰明君
井上 義久君
旭道山和泰君
島 聰君
西岡 武夫君
肥田美代子君
中川 智子君
栗屋 敏信君

理事 河村 建夫君
理事 田中眞紀子君
理事 藤村 修君
理事 石井 郁子君
江口 一雄君
佐田玄一郎君
戸井田 徹君
柳沢 伯夫君
渡辺 博道君
池坊 保子君
鳩山 邦夫君
山原健二郎君
保坂 展人君

島村 宜伸君
成彬君
江口 一雄君
三沢 淳君
島 齊藤 鉄夫君
中川 智子君

同日 辞任 江口 一雄君
林 幹雄君
島村 宜伸君
成彬君
井上 義久君
三沢 淳君
島 齊藤 鉄夫君
中川 智子君

補欠選任

林 幹雄君
島 齊藤 鉄夫君
中川 智子君

委員の異動

六月六日 辞任

島村 宜伸君
成彬君
江口 一雄君
三沢 淳君
島 齊藤 鉄夫君
中川 智子君

補欠選任

室長 文教委員会調査 岡村 豊君

元滿蒙開拓青少年義勇軍の戦後処理に関する陳情書(甲府市下今井町六九七の三森山重正外二千四百十名)(第三六三号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第
九一号)(參議院送付)

○二田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、參議院送付、著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岩永峯一君。

○岩永委員 おはようございます。岩永でございます。

私の持ち時間の中で質問の量が大変多うござい

ますので、恐縮ですが、簡潔に御答弁をいただ

くようにお願いを申し上げたいと思います。

パソコン用基本ソフト、ウインドウズ95が出たよ

うでございます。場合によっては新製品発売前に

海賊版が登場するといったこともあるようござ

ります。

コンピューターソフトウェアは、音楽、小説、

絵画、映画と同じく著作物として著作権法によつて保護されておりますので、勝手にコピーをして

り貸し出したりすることは原則としてできないわ

けでございますが、しかし、現実に簡単にコピー

ができるので、違法行為はなかなか後を絶たない

と言われております。かつて多かった違法レンタ

ルは、中古ソフトの売買の形態をとる疑似レンタ

ルに姿を変えてきております。それも少なくなつ

ります。コピー・プロテクションの解除装置の製造等の禁止の問題、それから著作権管理情報の改ざん等の禁止などについて、アメリカでもこういった提言がなされているというふうに承知をしておるところでございます。

また、ECCにおきましても、同じように情報化社会における著作権保護のあり方について検討が行わされておりまして、九五年にその中間報告が公表されております。同じように、インターネット送信に関する権利の設定の問題、それから複製の定義を明確にするという問題、それから公衆といつた概念を明確化する、あるいは実演家やレコード製作者のデジタル放送権の設定の問題等が盛り込まれているというふうに理解しておるわけでございます。

各国における検討、それぞれ進んでおるわけでございますけれども、WIPPOにおきましては、専門家委員会におきまして具体的な条約の内容を検討してきたところでございます。この結果、御承知のように、昨年十二月に二つのWIPPOの新条約が採択をされておるわけでございます。各国でそれぞれ検討されておるわけでございますけれども、私どももいたしましては、ある程度国際的に共通の考え方へ沿って制度の整備を進めたいきたいというふうに考えておりまして、WIPOの状況等を今後とも十分にらみながら適時適切に対応したいというふうに考えておるところでございます。

○園田説明員 お答え申し上げます。

警察におきましては、知的所有権保護の重要性にかんがみまして、悪質な事犯を重点といたしまして厳正な取り締まりを行つておるところでございまして、平成八年中は、コンピューターソフトあるいはビデオソフトを違法にコピーし販売するなどの著作権法違反事件としましては、三百四十八件、百二十七人を検挙いたしまして、海賊版コンピューターソフトなど約七万三千点を押収しておりますところでございます。この中には、御指摘のように、爆発的人気のパ

ソコンソフトやビジネスソフトを大量に複製したしましてパソコン通信を使って全国的に発売しているような事犯、あるいは国内のどの機種にも対応できるように海賊版パソコンソフトを小売店並みに大量に品ぞろえいたしまして通信販売をしておるところでございます。

警察といったしましては、このような新たな手口

の事件に的確に対応いたしますために、御指摘の

ように、学校教養とあわせまして各種研修などの機会を設けて、コンピューターに関する知識ある

いはこの種の事件の検査で得られた知識、教訓などを積極的に習得に努めさせるなど検査技術の向上を図つておるところであります。

必要に応じて合同捜査あるいは共同捜査などの広域的な検査も考慮しておるというようなところでございます。

また、関係行政機関あるいは権利者団体から構成されます不正商品対策協議会というのがございますけれども、こういう関係団体とも連携を図りながら積極的な広報啓発活動も行つておるところでございます。

○岩永委員 お答え申し上げます。

○岩永委員 三十分の待ち時間のうちもう二十分まで行きまして、九つ質問があるんですけど、答弁の方をひとつ簡略にお願いしたいと思います。

今回、有線送信権の保護に加えて、送信の前段階であるアップロード段階に注目して送信可能化権を創設する、こういうことになつておるわけでございますが、なぜこのような、著作者の権利を拡充して公衆送信権とともに、実演家、レコード製作者の権利として新しい権利を設ける必要があるのか、この点について御質問申し上げます。

○小野(元)政府委員 お答え申し上げます。

一年の時点でもございましたように、昭和六十

年の時点で私どもは有線送信権を認めておるわけ

でござりますけれども、当時は有線系のメディアでキャブテンシステム等があつたわけでござい

ます。現時点ではこれだけ世界じゅうにインターネットが広がつておるわけでございまして、だれ

が、いつ、どこに送信したのかということを確認

します。アップロード行為について、ここで保護を

しきりに非常に困難になつております。そういう

ことで、送信の段階で押さえられるというよりも、

むしろ、送信行為自体ではなくてその前段階にな

りますアップロード行為について、ここで保護を

しなければ十分な保護ができないということがあ

るわけでございます。

それからもう一点は、実演家やレコード製作者の著作権につきましては従来から送信権といふものがございませんので、こういつたアップロードの段階で利用可能化権といふことで明確に把握しておく必要があるという観点から設けたものでございます。

○岩永委員 それでは、このWIPPOの新条約を受けてほかの国ではどのような対応をしておられるのか。そういう例がありましたらお教えをいた

だきたい、このよう思っています。

○小野(元)政府委員 実は、このWIPPOの条約は昨年十二月に採択されたばかりでございまして、諸外国もいろいろ今検討している段階でございまして、具体的にこういつた法案を議会で通

したとかあるいは成立したということは、今のところまだ把握をできておりません、聞いていないところでございます。

○岩永委員 ちょっと細かいことに入るわけですが、著作権と著作権接権の保護の違いについて伺いたいと思います。

今回の改正は、いわゆるアップロードについ

ます。

○小野(元)政府委員 御指摘ございましたよう

に、WIPPOの新条約を私どもも将来的に批准をすべく努力をしなければいけないと思っております。

ただ、このWIPPOの新条約は、いろんな分

野についての新しい権利が設けられたり、制度改

正が行われるわけでございまして、実は著作権法をかなりの部分、いろんな面でこの条約を完全に批准するためには改正をしていく必要があるわけ

でございます。

例えば、一つの例といたしましては、頒布権を導入するといったようなこともございまして、実

演家の人格権を創設していくということをござい

ます。それからコピー・プロテクションの解除等を

禁止する措置を設ける、あるいは権利管理情報の改ざん等の禁止等についても法改正が必要でございまます。そういうことで、今回は、当面、この

権はその周辺の権利という取り扱いになつておるわけでございます。そういう意味がございま

して、今回、送信可能化権については隣接権の方に明確にしたわけでございますけれども、じゃ、なぜ隣接権には公衆送信権の部分がないのかとい

うことになつてくると思うのでございます。

ここはやはりある程度、その権利保護を考える場合に、すべて余りにも権利を厳しく明確に決め過ぎますと、そういった利用する団体、利用する側からいきますれば若干問題があるわけでございまして、著作権との競合を避けながら必要な権利のチャンスを与えるという意味で著作権接権が成り立つておるということがございますので、隣接権については送信可能化権というのを新たに設けたということございます。

○岩永委員 今回の改正は、WIPPOの新条約を採択というものを受けて改正をされているわけでございますが、WIPPOの新条約は批准されるの

かどうか、そのことについて聞きたいのと、WIPO新条約に対応するためにさらに著作権法を改

正する必要があるのではないかと思いますが、この点についても簡単に御説明いただきたいと思います。

○岩永委員 今回の改正は、WIPPOの新条約を採択というものを受けて改正をされているわけでございますが、WIPPOの新条約は批准されるの

かどうか、そのことについて聞きたいのと、WIPO新条約に対応するためにさらに著作権法を改

正する必要があるのではないかと思いますが、この

点についても簡単に御説明いただきたいと思

います。

○小野(元)政府委員 御指摘ございましたよう

に、WIPPOの新条約を私どもも将来的に批准を

すべく努力をしなければいけないと思っております。

ただ、このWIPPOの新条約は、いろんな分

野についての新しい権利が設けられたり、制度改

正が行われるわけでございまして、実は著作権法をかなりの部分、いろんな面でこの条約を完全に

批准するためには改正をしていく必要があるわけ

でございます。

例えば、一つの例といたしましては、頒布権を

導入するといったようなこともございまして、実

演家の人格権を創設していくということをござい

ます。それからコピー・プロテクションの解除等を

禁止する措置を設ける、あるいは権利管理情報の改ざん等の禁止等についても法改正が必要でございまます。そういうことで、今回は、当面、この

条約の中にございます、しかも今、各団体等で御理解が得られる部分につきまして改正をお願いしておりますところでございます。したがいまして、さらにいろんな部分を改正しなければ最終的な批准ということまではいかないという方が現状であるわけでございます。

○岩永委員 わかりました。
次に、この改正の前提となつておるマルチメディア小委員会の審議経過について、お伺いしたいと思います。

平成四年にこの委員会が設けられまして、平成七年に具体的対応の方策がまとめられたワーキンググループの検討経過報告が出ております。いわゆるグリーンペーパーと言わわれている資料でござりますけれども、このグリーンペーパーにも含めて、これまでのマルチメディア小委員会での調査審議の経緯について簡単に御説明ください。

○小野(元)政府委員 お話しございましたように、マルチメディア小委員会は、平成四年六月に発足をいたしておりまして、平成七年二月にグリーンペーパーをまとめております。この中では、マルチメディアについてのその制度上の問題について論点を整理して、考えられる制度上の対応例を示しているものでございます。文化庁では、この報告書について内外の関係団体に広く意見を求めておるところでございます。

そして、このマルチメディア小委員会が動いておりますときにWIPOの新条約の草案等が公表されましたので一時審議を中断しておったわけでございますけれども、昨年十二月にWIPOの新しい条約ができました。これに伴いまして、マルチメディア小委員会では平成九年二月に審議経過報告を公表しております。この中身を今回法案でお願いしておるところでございます。

○岩永委員 私は、今回の改正の中で一つ疑問に思るのは、この審議経過の中で、「コピー・プロテクション解除装置への対処について早急に検討を進めます」というところがあるわけですが、これが今回の法改正の中に含まれていなかつたと

いうのはなぜなのか、このことをお聞きしたいと思います。
○小野(元)政府委員 コピー・プロテクションの解除装置につきましては、私どもも、今回、法改正ができるかどうかということで、部内では実は検討を行つてきたところでございます。

ただ、実はこのコピー・プロテクションというものがにつきましては、著作権者等がその著作物の無断複製を防止するためにさまざまなシステムをかけるわけでございます。そのシステムを解除するというがコピー・プロテクション解除装置といふことになるわけでございます。

具体的には、ゲームソフトなどの分野でいろいろなものがコピー・プロテクションが行われているわけでございます。ただ、これを解除する装置をどう規制していくかということは、実は非常にさまざまなもので問題があるわけでございまして、この規制の仕方によりましては、我が国の情報システムの発達を著しく阻害してしまう結果になってしまふというおそれもございます。それから対象となるコピー・プロテクション解除装置の範囲をどう定めるのか、それから具体的にどういう行為が禁止されるべき行為なのか、それから装置を製造販売するということが行われるわけでございますけれども、そういう業者の責任をどう問えるのか。

例えば、違法コピーを行う人が著作権法に違反しておるわけでござりますけれども、それじゃ、その機械をつくった人が何らかの責任を負うべきかということになりますと、例えば一般的のコピー機とかビデオデッキ等を考えますと、ビデオデッキが悪いわけではないわけでございまして、ビデオデッキを使って違法コピーをする人が悪いわけでございます。それをどう規制するのかという

の問題にかかわらず、まだまだ問題が山積しているだろう、このように思うわけでございます。
今後、このマルチメディアに関する著作権制度の中でも残り残っているような問題は何なのか、その部分だけお教えをいただきたいと思います。

あと二つありますので、ちょっと急いでお願ひします。

○小野(元)政府委員 簡潔に申し上げます。
今後の課題として残つておりますのは、コピー・プロテクションの解除装置への対処の問題が一つでございます。それからもう一つは、著作権の管理制度の改ざんへの対処の問題でございまして、これらにつきましては、マルチメディア小委員会の中にワーキンググループを設けまして、既にこの五月、検討を開始したところでございます。

さらに、マルチメディア関連では、権利処理のシステムについてもいろいろ検討していかなければいけない部分があるわけでございまして、私どもとしては、著作物についての権利情報を一つの窓口で提供していきます著作権情報集めの構構、J-CIISと書いておりますが、こういったものの調査研究も行つておるところでございます。

○小野(元)政府委員 前半の著作権の意識の啓発の問題について、お答えを申し上げます。
御指摘ございましたように、著作権意識を高めていく、大変大事なことでございまして、文化庁といたしましても、一般の方々を対象とした著作権セミナーを行つておりますし、それから都道府県の著作権関係の担当の職員を対象とした講習会、さらには図書館とか視聴覚ライブラリーの職員を対象とした講習会等も実施をしております。

また、コンピューターソフトウェアについては、違法コピーを防止するため「コンピュータ・ソフトウェア管理の手引」というものをつくり、学校や企業等に配付を行つております。
さらに、平成八年度から、中学校等の生徒に対して著作権について学んでいただけるように、漫画によりましてわかりやすい著作権読本等をつくりまして、全国の中学校等に配付をいたしております。

いずれにいたしましても、こういった著作権を保護することの大切さを国民の皆様や児童生徒に理解していただくために努力をしてまいりたいと、いうふうに考えておるところでございます。

○草原政府委員 後段の御質問でありますけれども、インターネットネットにおいて簡単にわいせつ画像

パソコンを使えるようになつておるわけでござりますし、また学校教育の中でもパソコンの使用、またマルチメディアに対する対応がかなり具体的に教育されているわけでございますね。そして、家へ帰つたら自分のパソコンがあるということで、インターネットにアクセスして、いわゆるわいせつなたぐいの画像情報を簡単に見ることができる、こういうような状況になつてきているわけでございます。
そこで、青少年の健全育成を図るという観点から、文部省として何らかの施策を講じていくべきではないか、このように考えますが、この点についての御所見をお伺いしたいと思います。

○小野(元)政府委員 前半の著作権の意識の啓発の問題について、お答えを申し上げます。
御指摘ございましたように、著作権意識を高めていく、大変大事なことでございまして、文化庁といたしましても、一般の方々を対象とした著作権セミナーを行つておりますし、それから都道府県の著作権関係の担当の職員を対象とした講習会、さらには図書館とか視聴覚ライブラリーの職員を対象とした講習会等も実施をしております。
また、コンピューターソフトウェアについては、違法コピーを防止するため「コンピュータ・ソフトウェア管理の手引」というものをつくり、学校や企業等に配付を行つております。
さらに、平成八年度から、中学校等の生徒に対して著作権について学んでいただけるように、漫画によりましてわかりやすい著作権読本等をつくりまして、全国の中学校等に配付をいたしております。

いずれにいたしましても、こういった著作権を保護することの大切さを国民の皆様や児童生徒に理解していただくために努力をしてまいりたいと、いうふうに考えておるところでございます。

などが見られるということについては、私どもも、これが青少年に悪い影響を与えるものとして憂慮しているところでございます。こういった問題に対応するためには、まず、子供たち自身が適切な判断力を持つということが基本ではありますけれども、それと同時に、それを支える学校や家庭における指導が大切でありますし、また、こういう有害環境を正していくための関係者による深い理解と協力というのが必要であろうと思つております。

文部省いたしましては、まず学校教育においては、性に関する正しい知識を身につけるよう指導の充実を図るということはもちろんござりますけれども、インターネットを教育に利用するに当たりまして、その効果的な利用法、それから、さまざまな課題というものを実践的に研究する授業を実施しております。その中でネットワーク上のおまじない情報の問題についても扱うこととしております。

また、関係省庁あるいは関係業界において、こういった不適切な情報へのアクセスを防ぐ、いわゆるフィルタリング技術の開発に取り組んでおりまして、また、インターネットの接続業者においては、自主規制のためのガイドラインの制定に取り組んでいるということを聞いております。文部省といたしましては、こういった動きを注視しながら、また必要に応じて関係省庁とも連携をし、こういった取り組みを支援していきたいと考えております。

○岩永委員 どうもありがとうございました。

質問を終わるわけですが、私は、今回の質問を通じて、それなりに勉強し、資料をそろえてまいりました。その中で、特にこうして規制に対する質問をしておりませんけれども、マルチメディアというのは、これから日本の産業界、情報化時代を背負って立つ大変大きな素材であるわけでございますし、発展の基盤であるわけでございます。だから、どんどん規制をしていく、そして、情報化時代、科学技術時代の発展を損ね

るというような部分になりはしないかというような懸念を一面持っているわけでございます。だから、科学技術庁だとか通産省等々とそこらあたりを十分連絡をとりながら、著作権の問題は大変大事ですが、規制の分野における調和というものをやはり十分お考えをいただきながらマルチメディア時代への対応をしてもらいたい。そして、この日本が世界に冠たるすばらしい先進国としての対応をしてもらいたいというような思いを感じながらこの質問をさせていただいたわけでございまして、よろしくお願ひいたします。

短い時間で大変すばらしい答弁をいただきました。御協力に心から感謝を申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○二田委員長 次に、池坊保子君。

○池坊委員 新進党の池坊保子でございます。今回の著作権法一部改正から外された実演家の権利確立について、御質問させていただきます。

文部省の白書「文教施策の動向と展開」の中には、「文化政策のより一層の充実」として、経済的な成熟を遂げた我が国が、二十一世紀に向けて、真に豊かな国として更なる発展を遂げていくためには、国民一人一人が心豊かに暮らすことができる、潤いと活力ある社会を形成していくことが必要である。

心の豊かさは、優れた文化の所産に触れたり、文化的創造的活動を通じて満たされるものであり、その意味で、文化の振興を図っていくことは、今後我が国にとって、最も重視すべき課題の一つである。

また、文化は創造的な個性や美的な感性をはぐくむものであり、個人にとって生きるあかしであるとともに、国の存立基盤を形成する最も重要な要素である。

このような認識の下、二十一世紀に向けて新しい文化立国を目指して、今世紀中に文化基盤を抜本的に整備することが緊急の課題となつてゐる。

本書がれてござります。

るというような部分になりはしないかというよううな懸念を一面持っているわけでございます。だから、科学技術庁とか通産省等々とそこらあたりを十分連絡をとりながら、著作権の問題は大変大事ですが、規制の分野における調和というものをやはり十分お考えをいただきながらマルチメディア時代への対応をしてもらいたい。そして、この日本が世界に冠たる、すばらしい先進国としての対応をしてもらいたいというような思いを感じながらこの質問をさせていただいたわけでございまして、よろしくお願ひいたします。

○短い時間で大変すばらしい答弁をいただきました。御協力に心から感謝を申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○二田委員長 次に、池坊保子君。

○池坊委員 新進党の池坊保子でございます。今回著作権法一部改正から外された実演家の権利確立について、御質問させていただきます。

は、文部省の白書「文教施策の動向と展開」の中に、「文化政策のより一層の充実」として、経済的な成熟を遂げた我が国が、二十一世紀に向けて、真に豊かな国として更なる発展を遂げていくためには、国民一人一人が心豊かに暮らすことができる、潤いと活力ある社会を形成していくことが必要である。

心の豊かさは、優れた文化の所産に触れた
り、文化的創造的活動を通じて満たされるもの
であり、その意味で、文化の振興を図っていく
ことは、今後我が国にとって、最も重視すべき
課題の一つである。

また、文化は創造的な個性や美的な感性をはぐくむものであり、個人にとつては生きるあかしであるとともに、国の存立基盤を形成する最も重要な要素である。

このような認識の下、二十一世紀に向けて新しい文化立国を目指して、今世紀中に文化基盤を抜本的に整備することが緊急の課題となつてゐる。

と書かれてござります。

しかし、実際、文化活動に直接かかわっている人たちの生活実態は、大方の想像とは大きくかけ離れて、決して恵まれているとは言えません。例えば俳優を中心に、音楽、演芸など芸能実演を職業にしている者にとっては、我が国の文化施策は貧困と言わなければならぬと思います。

例えば俳優の方々は、失業保険や退職金がない。出演依頼が来なければ無収入のままで放置されております。劇場用映画として公開され、人気を博した作品は、早晚テレビで見ることができますが、私なども、映画館に行こうかな?と思ひながらも、もうちょっと待つたら我が家で見られるのだと思って我慢することがよくございます。名画ともなれば繰り返し繰り返し放映され、出演した俳優、実演家たちはそのたびごとその実演を披露することになるのですが、実演家や技術スタッフに対する対しては、テレビ放映のような映画の二次利用の報酬は全く支払われておりません。映画を放送局に売った映画会社や、放映した放送局が確実に利潤を上げているというのが現在の状況でございます。

先ほど述べた文部省の白書のようにもし本当に文化基盤を抜本的に整備することが緊急の課題とするならば、今回の法改正はなぜ音楽だけ対象にされて、俳優などの実演家が対象にされなかつたかということを伺いたいと思います。

○小野(元)政府委員 話ございましたように、私ども文化庁といいたしましては、心の豊かさを非常に大事にしていかなければいけないということなりの支援をしていかなければいけないというふうに思つておるところでございます。

お話をございました、今回の対応におきましては、実演家の権利を十分認めていないのかというこ

しかし、実際、文化活動に直接かかわっている人たちの生活実態は、大方の想像とは大きくかけ離れて、決して恵まれているとは言えません。例えば俳優を中心、音楽・演芸など芸能実演を職業にしている者にとっては、我が国の文化施策は貧困と言わなければならないと思います。

例えば俳優の方々は、失業保険や退職金がない。出演依頼が来なければ無収入のままで放置されております。劇場用映画として公開され、人気を博した作品は、早晚テレビで見ることができます。私なども、映画館に行こうかなと思いながらも、もうちょっと待つたら我が家で見られるのだからと思って我慢することがよくございます。名画ともなれば繰り返し繰り返し放映され、出演した俳優、実演家たちはそのたびごとその実演を披露することになるのですが、実演家や技術スタッフに対する報酬は全く支払われておりません。映画を放送局に売った映画会社や、放映した放送局が確実に利潤を上げているというのが現在の状況でござります。

先ほど述べた文部省の白書のようだ、もし本当に文化基盤を抜本的に整備することが緊急の課題とするならば、今回の法改正はなぜ音楽だけ対象にされて、俳優などの実演者が対象にされなかつたかということを伺いたいと思います。

○小野(元)政府委員　お詫びましたように、私も文化庁といたしましては、心の豊かさを非常に大事にしていかなければいけないということでおで、文化立国の方策を今進めておるわけでございま

しかし、実際、文化活動に直接かかわっている人たちの生活実態は、大方の想像とは大きくかけ離れて、決して恵まれているとは言えません。例えば俳優を中心に、音楽、演芸など芸能実演を職業としている者にとっては、我が国の文化施策は貧困と言わなければならぬと思います。

例えば俳優の方々は、失業保険や退職金がない。出演依頼が来なければ無収入のままで放置されてしまいます。劇場用映画として公開され、人気を博した作品は、早晚テレビで見ることができますが。私なども、映画館に行こうかなと思いながらも、もうちょっと待つたら我が家で見られるのだと思つて我慢することがよくございます。名画とともに繰り返し繰り返し放映され、出演した俳優、実演技たちはそのたびごとその実演を披露することになるのですが、実演技や技術スタッフに対しては、テレビ放映のような映画の二次利用の報酬は全く支払われておりません。映画を放送局に売った映画会社や、放映した放送局が確実に利潤を上げているというのが現在の状況でございま

す。

先ほど述べた文部省の白書のようく、もし本当に文化基盤を抜本的に整備することが緊急の課題とするならば、今回の法改正はなぜ音楽だけ対象にされて、俳優などの実演技が対象にされなかつ

○小野(元)政府委員 お話をございましたように、私ども文化庁といたしましては、心の豊かさを非常に大事にしていかなければいけないということから、文化立国の施策を今進めておるわけでございま

アーツプラン21でございますとかミュージアムプランといったさまざま形で芸術文化活動を、まさに日本を代表する方々あるいは日本の芸術文化を底辺で支えてくださる方々それぞれに、私どもなりの支援をしていかなければいけないというふうに思つておるところでございます。

お話しございました、今回の対応におきましてなぜ実演家の権利を十分認めていないのかというこ

ところでござりますけれども、映像分野の実演につきましては、昨年十二月のW I P O の実演・レコード条約の過程におきましてもさまざま議論があつたわけでござりますけれども、当初はそういうた映像分野についても、こういつた実演の方々の権利を保護していくくという案があつたわけござりますけれども、最終的には盛り込まれていなかつた御指摘のとおりでございます。

お話をございました映画の一次利用等についての問題でございますが、文化庁におきましては、過去にそういった問題について検討会議を起こして議論をいただいたわけでござりますけれども、残念ながら、映画会社側と実演家の方々との意見が一致をしないで、全く意見が食い違つてしまつたことがあります。

私どもとしては、このことの反省も十分しながら、お話をございました実演家の権利保護について、我が国としても具体的に対応していかなければいけないということで、W I P O の場においても我が国としての立場をきちんと主張していくということもしなければいけないと思つておりますし、今後、関係者の皆様方とも相談しながら、検討の場も国内に設けまして、国際的な動向も見ながら検討をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○池坊委員 検討という言葉は大変あいまいでございまして、いろいろ解釈できるようございますが、昨年十二月に行われましたW I P O 外交会議での視聴覚的実演に関する実演家の権利について、先日の参議院の文教委員会での政府の御答弁では、

我が日本政府はこのB案を支持したわけでござります。

A案B案と申しますのは、A案は音楽の実演だけを対象とする、B案はすべての実演を対象とする、映像等を対象にするというものでございます。この案につきましては、多くの国がB案で行くべきだということを表明しておつたわけでございます。我が国いたしましても、私

とでござりますけれども、映像分野の実演・レコード条約の過程におきましてもさまざまな議論があつたわけでござりますけれども、当初はそういうふた映像分野についても、こういつた実演家の方々の権利を保護していくくという案があつたわけござりますけれども、最終的には盛り込まれていなければ御指摘のとおりでございます。

お話をございました映画の二次利用等についての問題でございますが、文化庁におきましては、過去にそういった問題について検討会議を起こして議論をいただいたわけでござりますけれども、残念ながら、映画会社側と実演家の方々との意見が一致をしないで、全く意見が食い違つてしまつたことがあつたわけでございます。

私どもとしては、このことの反省も十分しながら、お話をございました実演家の権利保護について、我が国としても具体的に対応していくなければいけないということで、W I P O の場においても我が国としての立場をきちんと主張していくということもしなければいけないと思つておりますし、今後、関係者の皆様方とも相談しながら、検討の場も国内に設けまして、国際的な動向も見ながら検討をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○池坊委員 検討という言葉は大変あいまいでございまして、いろいろ解釈できるようでございますが、昨年十二月に行われましたW I P O 外交会議での視聴覚的実演に関する実演家の権利について、先日の参議院の文教委員会での政府の御答弁

ところでござりますけれども、映像分野の実演につきましては、昨年十二月のW I P O の実演・レコード条約の過程におきましてもさまざま議論があつたわけでござりますけれども、当初はそういうた映像分野についても、こういった実演の方々の権利を保護していくという案があつたわけでござりますけれども、最終的には盛り込まれていな
い、御指摘のとおりでございます。
お話をございました映画の二次利用等についての問題でございますが、文化庁におきましては、過去にそういった問題について検討会議を起こして議論をいただいたわけでござりますけれども、残念ながら、映画会社側と実演家の方々との意見が一致をしないで、全く意見が食い違つてしまつたことがあつたわけでございます。
私どもとしては、このことの反省も十分しながら、お話をございました実演家の権利保護について、我が国としても具体的に対応していかなければいけないということで、W I P O の場においても我が国としての立場をきちんと主張していくということもしなければいけないと思っておりますし、今後、関係者の皆様方とも相談しながら、検討の場も国内に設けまして、国際的な動向も見ながら検討をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○池坊委員 検討という言葉は大変あいまいでございまして、いろいろ解釈できるようでございますが、昨年十二月に行われましたW I P O 国際会議での視聴覚的実演に関する実業家の権利について、先日の参議院の文教委員会での政府の御答弁

我が日本政府はこのB案を支持したわけでござります。

A案B案と申しますのは、A案は音楽の実演だけを対象とする、B案はすべての実演を対象とする、映像等を対象にするというものでございます。この案につきましては、多くの国がB案で行くべきだということを表明しておつたわけでございます。我が國いたしましても、私

ども文化庁も関係省庁と調整をした上でB案を支持しておったところでございますが、これはいうふうに答えていらっしゃいますが、これは事実でございますか。

○小野(元)政府委員 その点は事実でございまして、昨年十二月の外交会議におきましても、多くの国が、御指摘ございました実演家の権利を認め、いわゆるB案を主張していたところでござります。我が国としても、私も文化庁は通産省や郵政省等とも調整した上で、基本的な権利についてB案ということで主張したわけでございますけれども、最終的には各国の意見の一致が見られなかつたわけでございます。具体的には、アメリカが強硬にB案に対して反対をしたということがありましたわけでございます。

したがいまして、この結果といたしまして、私もどもいたしまして、W.I.P.O.の条約の場におきましても、各国の意見の一一致を見なかつたということで、今後一九九八年中に新たな条約を策定するという決議が行われておるわけでございまして、本年九月にはそのための専門家の委員会が新たにW.I.P.O.に設置されるというふうに聞いております。こういった中で、我が国とP.O.において一九九八年中をめどにこの課題について別条約の採択を目指すと言われておりますが、併優などの実演家についての保護の条約が採択されたら、つまりW.I.P.O.に従つて日本もそのとおりにするのだということでございますか。

○小野(元)政府委員 もちろん、W.I.P.O.の条約でも最終的にはW.I.P.O.の条約を批准したいと申しますけれども、そのための努力をしたいと思っております。この実演家の方々の権利の問題につきましては、条約対応以外に国内的にも検討すべきではないかという御意見もいただいているわけでございます。

○池坊委員 政府は、昨年の段階でB案の方がいい、これを指示するという御意思だったようですが、ただ、この実演家の方々の権利の問題につきましては、著作権保護の国際的動向についての中でも、「こ

ざいます。先ほど来御答弁申し上げておりますように、映画の製作者の方々、実演家の方々あるいは第三者の方々等を含めて、前回の協議がうまくいかなかつたという反省の上に立ちまして、新たな協議の場を設けて検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○池坊委員 それでは、もし一九九八年にアメリカが今までの状態のように対応いたしましても、今後日本としてはB案を採択していらっしゃるといふことは、B案を採択いたしましたけれどもEU加盟国は賛成して、賛成する国の方が多いことになります。しかしながらそれは、法律で権利が与えられれば直ちにギヤラが増える、と考えの方が多いようですがもちろんそうではありません。併優さんの側が結束できることで、かなりいろいろな根回しもしたり、各

日本はどういう姿勢をとっていくのかということを伺いたいと思います。

○小野(元)政府委員 九八年中に新たな条約をつくるというこことを目途に新しい専門家委員会が設けられるわけでございます。私どもといたしましては、昨年十二月の段階でB案を支持するということで、かなりいろいろな根回しもしたり、各

にに対して理解を求める行動も行つたわけでございます。

ただ、これについては、お話をございましたように、E.U.が当初はB案を支持しておつたわけですが、ふうに考えておるところでございます。

○池坊委員 今お話をございましたように、W.I.P.O.において一九九八年中をめどにこの課題について別の条約の採択を目指すと言われておりますが、併優などの実演家についての保護の条約が採択されたら、つまりW.I.P.O.に従つて日本もそのとおりにするのだということでございますか。

○小野(元)政府委員 もちろん、W.I.P.O.の条約でも最終的にはW.I.P.O.の条約を批准したいと申しますけれども、そのための努力をしたいと思っております。この実演家の方々の権利の問題につきましては、著作権保護の国際的動向についての中でも、「こ

のA案、B案という問題は、条約的には「先送り」となりましたが、国内的にも検討していかなければならぬ課題です。しかし私は、日本の併優さんは第三者の方々等を含めて、前回の協議がうまくいかなかつたという反省の上に立ちまして、新たな協議の場を設けて検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○池坊委員 それでは、もし一九九八年にアメリカが今までの状態のように対応いたしましても、今後日本としてはB案を採択していらっしゃるといふことは、B案を採択いたしましたけれどもEU加盟国は賛成して、賛成する国の方が多いことになります。しかしながらそれは、法律で権利が与えられれば直ちにギヤラが増える、と考えの方が多いようですがもちろんそうではありません。併優さんの側が結束できることで、かなりいろいろな根回しもしたり、各

日本はどういう姿勢をとっていくのかということを伺いたいと思います。

○小野(元)政府委員 九八年中に新たな条約をつくるというこことを目途に新しい専門家委員会が設けられるわけでございます。私どもといたしましては、昨年十二月の段階でB案を支持するということで、かなりいろいろな根回しもしたり、各

にに対して理解を求める行動も行つたわけでございます。

ただ、これについては、お話をございましたように、E.U.が当初はB案を支持しておつたわけですが、ふうに考えておるところでございます。

○池坊委員 今お話をございましたように、W.I.P.O.において一九九八年中をめどにこの課題について別の条約の採択を目指すと言われておりますが、併優などの実演家についての保護の条約が採択されたら、つまりW.I.P.O.に従つて日本もそのとおりにするのだということでございますか。

○小野(元)政府委員 もちろん、W.I.P.O.の条約でも最終的にはW.I.P.O.の条約を批准したいと申しますけれども、そのための努力をしたいと思っております。この実演家の方々の権利の問題につきましては、著作権保護の国際的動向についての中でも、「こ

も、ストライキがあつたり、それから映画会社の不況によって大量に解雇され、今は個別の契約でございますので、業者とみなされて労災が出ていない状態が多うございます。ですから、ユニオンなんということができるわけがございませんし、社員でなければストライキというのも行われないわけでございます。

だから、環境が整備されてからそういう保護をするというのはおかしいのではないか。法律といふものは、少なくとも先に保護をして環境を整えるためにあるのではないかと思いますが、その点についてちょっと伺いたいと思います。

○小野(元)政府委員 ただいま御指摘ございましたのは、恐らくコピーライトの中で私どもの職員が個人の意見として述べたことについての御指摘だと思います。

ただ、私どもといたしましては、お話をございましたように、アメリカがなぜ国際会議の場であれだけA案を強硬に主張したのかという点を考えますと、映画会社等が明確な意思を持つて強く主張しておる、その意見を踏まえてアメリカ政府は対応したというふうに私は理解しておるわけだと思います。それに比べて日本の場合は、まだ実演家の方々や映画の方々が政府に対する意見を言つていらっしゃるのです。

つまり、政府では昨年十二月にB案がいいよ、これを支持していらっしゃよと言つていらっしゃるにうつたという経緯がござります。もちろん、今後の外交の場におきます対応でございますから、その時点で関係各省庁とも協議して正式な態度を決めた必要があるわけでございますけれども、基本的に何かわらず、現場の担当者でいらっしゃるそのトップが、まだ環境整備ができるていないから国内導入は反対である。これは現場と政府の意向との間に大きなギャップがあるのではないかと思います。私が心配いたしますのは、幾ら政府がこのように行こうとおっしゃつても、それが下にそのとおりに流れませんでしたら、実行に移されないわけでございます。

申し上げるまでもなく、アメリカと日本では全く映画の状況が違つております。日本の場合には、一九五五年までは併優たちはきちんと映画会社の社員でございましたから、労災もあつた、失業保険もあつた、年金も払われておりました。で

に実演家に全部分配したとすれば、映画会社の言い分から言えれば、映画会社は財政的にも大変厳しかった。それは勘弁してほしいという気持ちがどこにあるのだと思います。

一方で、実演家の方々に言わせれば、確かに契約をしてお金もいただくわけでございますけれども、実演家の方々は、映画会社に対して、正直言つて弱い立場でございます。映画に出ると、二次利用の分まで最初から金をよこせというのであれば、そういう人は使わなくてもほかに使う人がたくさんいるのだよというようなことで、どうしても力の面で映画会社の方に契約の段階で負けてしまうということが現実にはあるかと思うのでございます。

私たちもいたしましては、映画産業、映画会社もちろんすばらしい映画をつくって国民の皆さんに文化を楽しませてほしいという気持ちもあるわけでございまして、一方で実演家の方々には、先ほど先生おっしゃいましたように、大変個人の立場といいますか、映画で雇用されるという立場になるわけでございますので弱い立場もあるわけでございます。そういう中で、先ほどの職員が申しましたのは、アメリカはユニオンが非常に強く、全体で、みんなで、トップスターもそうでない方々も一緒にかつて最初の段階で強く交渉に臨んでおるのだ、そういう意味で、日本人たちもそういうことを見習つて頑張つてほしいということを言つたものだと思うでございます。

もちろん、この国内法の整備につきましてはどちらも文化庁だけではできないわけでございまして、通産省とかほかの関係省庁とも協議をしていかなければいけないわけでございます。ただ、私ども文化庁といいたしましては、実演家の権利をきちんとしていくということは基本的に大切なことだと思っておりますので、できる限りの努力をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○池坊委員 著作権室長のお立場にある方が個人の意見ということは、私はあり得ないと思いま

す。やはり発言するということは、その仕事に對して発言しているのですから、それは違うよといふことはないと思いますが、じゃ、このことは、こういうふうにはしない、政府はあくまでもB案でやついくのだということの確認でよろしいのでございますね。そして同時に、いつごろそれはなさるおつもりかをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○小野(元)政府委員 先ほど来申し上げておりますように、私ども文化庁としてはB案ということです。昨年十二月から主張しておりますのでございまして、WIPPOの場におきまして新しい検討のための委員会が設けられれば、文化庁といいたしましてはB案でぜひ主張したいというふうに考えております。

○池坊委員 つけ加えますと、アメリカは映画会社の力が大変強うございますので、映画会社から

の圧力があつたというふうに思つております。

○小野(元)政府委員 先ほどお話をございましたように、確かに今映画会社自体も不況ではございませんけれども、やはり法律といふものは、政府といふのは弱い立場の方に立つべきだというふうに考えますので、両者

の中に大幅な食い違いがあつたとしても、これはやはり俳優個々の方々の意見を聞くべきであると

思いますことと、先ほどございましたストライキ等々あるのはユニオン等々の問題は、アメリカで

こそあるのであって、今個々人が契約をしております現状でこれをしろと言つても、それは無理だ

といふこともあわせて申し上げたいと思います。

○池坊委員 これは、いつやるかという言質をいただくことはできませんでしたけれども、B案で行くということを信じて、速やかにそのようにしていただきたいと思います。

実演家の権利を法的に守るために、この著作権法第九一条第二項と第九十二条第二項二号の口を撤廃すべきであると考えますけれども、どのよ

うにお考へでいらっしゃいますか。

○小野(元)政府委員 著作権法の九一条、九十一条でございますけれども、現行著作権法上、映

画俳優等の実演家の権利につきましては、映画の著作物の円滑な利用に配慮しよう、最初に映画に収録されるときのみ権利を及ぼすということについては権利を有しないということが九十二条、九十二条でそれぞれ定められておるわけでございます。

この点について撤廃すべきではないかというお話でございますが、実は、これは先ほどから申し上げておりますように、平成四年に映画の二次的利用に関する調査研究協議会を開いて、実演家の方々と映画製作者の方々との議論の場、検討の場を設けたわけでございますけれども、この場におきまして関係者の間の意見が大きく隔たりまして、合意が全く得られなくて、結論が得られないままになつておつたわけでございます。

そのことに私どもとしては配慮いたしまして、WIPPOの条約でのこういった動きもあるということもございますし、基本的には当事者間におきまして最初の出演契約の段階で二次利用も含めた契約を行うということがきちんと行われるということは一つの解決策として当然あるわけでございますけれども、必ずしも現実に、先ほど来申し上げておりますように、映画会社と実演家の方々と、現実の力関係といふものがあつてなかなかそういう契約が結べないという実態があるわけでございます。そういうことでございまして、平成四年に設けました協議会の反省の上に立つて、今回やがて新たな協議の場を設けてこの点については検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○池坊委員 平成四年から、ことしは九年でございますから五年間ほつたらかしにされていたといふことは、大変怠慢なのではないかと思います。

そして、これから文化庁のもとで映像や映画の関係者を中心とした議論をされる新たな検討の場を早急に設けていただきたいというお話をございますが、具体

的にお考へでいらっしゃいます。

○小野(元)政府委員 ことし中というようなことを特段意識をしているわけではございませんけれども、先般森繁久彌さんたちが総理に御陳情されたということもござりますし、ある新聞にもそういった意見も述べられております。そういうたども踏まえながら、私ども文化庁といいたしましては、やはり実演家の方々の権利をきちんと守つていいということは一つの政策の大柱でござります。

一方で、関係各省のことを考えますと、映画会社の企業としての立場を当然守らなければいけない官厅もあるわけでございまして、そういうたども協議をしながら、私どもなりにできるだ

ういうような具体的なめどは立つていないのでござりますね。

○小野(元)政府委員 今のお話を伺つて、ことし中につくるとか、まだそのような具体的なめどは立つていないのでござりますね。

○池坊委員 ことし中といふことは、大変怠慢なのではないかと思います。

そして、これから文化庁のもとで映像や映画の関係者を中心とした議論をされる新たな検討の場を早急に設けていただきたいというお話をございますが、具体的にお考へでいらっしゃいます。

一方で、関係各省のことを考えますと、映画会社の企業としての立場を当然守らなければいけない官厅もあるわけでございまして、そういうたども協議をしながら、私どもなりにできるだ

○池坊委員　何度も伺いましたが、具体的なことは言つていただけませんので、時間がもつたいないので次に移らせていただきます。

郵政省が出されている平成九年通信に関する現状報告の中、放送番組制作業に関する調査結果が載つてありました。

調査によると、放送のデジタルテレビ、多チャンネル

ル化による放送番組制作の変化予測の設問に対する回答は、七割の会社が事業環境がそれほど好転するとは思えない回答しております。好転するとと思われないと回答した理由の中に、「著作権の処理がうまく解決しない」三六・三%、「二次利用に関するノウハウがなく、組織体制も確立できない」二七・五%。二つ合わせると五割になる状態でございます。

政府としては、この著作権の処理がうまく解決できない、二次利用に関するノウハウがなく組織体制も確立できないなどの声に対し何か措置をとろうといふうにお考えでございましょうか。法体制もしつかりしなくては、これからデジタル化、多チャンネル化による日本の発展はないのではないかと思ひますので、御意見を伺いたいと思います。

○小野(元)政府委員 御承知のように、CATVの発達でございますとか、ケーブルテレビ等が進んできております。それからデジタル放送といつたものもどんどん進んできてるわけでございま

私どもも、実は文化庁の中には新しいそういう一つたマルチメディアへの対応について協力者会議を設けている場があるわけでござりますけれども、実はその場におきましても、お話しございました、デジタル化がこれだけ進んでいる中で著作権処理が非常に大変なのだという御意見も伺つております。

りいろいろな音楽が流れたりあるいは映像なども一緒に二分のビデオの中に形での著作権。わずか一分か二分のビデオの中にもそれぞれの、たくさんの著作権処理を要するところがあるわけでございまして、これについては、お話をございましたように、適切な対応をしなければ今後せっかくのデジタル化の進展を著作権でとめてしまうということになつてはいけないと私もども思つておるのでござります。

は、そういうたさまざまなもの著作権がある場合にそ
の著作権の権利情報を集中して処理できるような形で
窓口をつくるということとも検討しなければいけない
といふに考えておるわけでございまして
私どもは、J-CIISと書いておりますけれども
も、このJ-CIIS等についてさまざまな形で
調査研究を行つておるところでございます。
○池坊委員 今お話をございましたJ-CIIS、
文化庁が新たにおつくりになる公益法人著作権権

二〇〇〇年をめどに設立を決めているとする
ということになりますが、J-CISの現状は
どのように進んでいるのでしょうか。今申し上げ
ましたように、二十一世紀には一兆円市場突破が
予測されるマルチメディアソフトの著作権保護と
いうのは大変に重要な問題ではないかと思いま
す。運用、経営の主体、それから設置形態などに
ついて、もし試案がおありになりましたらお聞か
せ願いたいと思います。

集中機構、J—C I Sでござりますけれども、これらは、著作権審議会のマルチメディア小委員会が平成五年十一月に公表しました報告書の中でこの設立の提言がなされております。このJ—C I Sと申しますのは、権利処理を円滑に進めるために、その前段階といたしまして、さまざまな著作物についての権利者の所在情報、どこに権利があるのか、そういった権利情報を一つの窓口で提供するためのシステムでございます。

文化庁といたしましては、この指言を受けてから調査研究を行つておるところでございます。平成七年度には、利用者側にどんなニーズがあるのか、権利者団体におきましては権利情報はどういうふうに収集提供しておるのか、あるいは今後どんな課題があるのかといったようなことについて分析を行つてまいりました。そして平成八年十一月と報告書を公表しております。

それで、平成八年度は、これらを踏まえまして、利用者のニーズに対応いたしました試験的なモデルとしてのデータベースを作成いたしまして、著作権情報の収集方法や、実際にデータベースを構築する手法などについて調査研究を行つておるところでございます。また、こういったものにつきましては、現在、権利者の方々、それから利用者の方々、双方におきまして権利処理のあり方等を協議する連絡協議会を設立いたしておりますので、こういった中で調査研究したりあるいは意見交換等が進められておるわけでございます。

文化庁といなしましては、今後、この連絡協議会とも連携を図りながら、J-CISの実現に向けまして、その機能や設置形態をどうしたらいいかといったことも含めまして検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○池坊委員 昨年の十二月に採択されましたWIPOの著作権条約の中にコピー・ロテクション解除装置への対処方法が含まれていましたが、日本では、著作権審議会マルチメディア小委員会で、どこまで取り締まりの対象とするかということに

対しては詰め切れずに結論が出ていないというところに伺っております。

アメリカの著作保護団体 BSA、ビジネス・ソフトウェア・アライアンスの推定では、コンピューター・ソフトの日本での損害額は、一九九四年で二十億ドル、日本円にしたら二千億円でござります。そして、違法コピーの事実が明るみに出ます。ということは極めて少ないと言わわれております。BSA が世界の各国地域で調べた違法コピー率に

よると、日本は六七%、中国やタイなどにまたまきしだぞうですが、香港、シンガポールよりも上回つていると言われております。アメリカやイスラエル、オーストラリアが三〇%台であるのとは大差違っております。知的財産並びに知的所有権と呼ばれておりますものに対する認識が、日本は明らかに先進国の中ではほど遠いのではないかとか思います。

イギリスの著作権法では、著作物の複製物が複数

製防止の電子的形式により公衆に配布される場合に、これを回避するための装置の製造及び情報の公表について頒布業者に対し救済手段等を与えております。今後、このコンピュータープログラムの複製防止装置を解除する装置の製造、販売を禁止する措置についての問題点をどのように協議されるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○小野(元政府委員) 御指摘ございましたコピー・プロテクションの解除装置に関する問題でございますが、先ほど来御質弁申し上げておりますように、ゲームソフトなどの分野におきましてコピー・プロテクションをかけている作品がたくさんあるわけでございます。一方、これを一つだけ買って、それをほかの人が使うためにコピー・プロテクション解除装置を利用いたしまして違法なコピーをして、何人かで一つだけ買ったものを使うというような事態が現実には起きておるわけでございまます。そういう意味で、各方面でさまざまな議論がこの問題についてあるわけでござりますけれども、こういった放置しがたい行為があるということについては、どなたも意見が一致しておるので

”ござります。
しかしながら、今回の法案になぜそのことを盛り込んだのかということでお尋ねしますが、私どもも、事務的にはこのコピー・ロテクション解除装置への対応といったものも今回の法案に間に合わすべく努力をしたのでございます。ただ、その段階におきましてさまざまな問題が実は出てきたわけでございまして、規制の対象をどこまでですか、例えは、機器をつくった人が悪いのか、

それを販売した人が悪いのか、あるいは解除行為を行つた人が悪いのか、そのだれを規制の対象とすべきなのかということがございます。

それから、科学技術の進歩によりまして、コンピューター等では一時的にコピー・プロテクションが解除できるような状態になり得る場合があるわけでございまして、すべてを禁止することにいたしましたとむしろコンピューターの技術の向上といつものにストップをかけてしまうおそれもあるわけでございます。

それから、私的使用のための複製なのか、あるいはバックアップのための複製なのかといふさまざまな権利、制限規定との関係をどう考えるかという問題もあるわけでございまして、先ほど来御答弁申し上げておりますように、例えばビデオ装置、ビデオデッキをつくる、それはだれも違法コピーをするためとは思っていないわけでございまして、悪いのは、そのビデオデッキを利用して違法コピーをする人が悪いわけでございまして、ビデオデッキをつくる会社が悪いわけではないわけでございます。その場合に、どう規制をかけるかというのは非常に難しい問題があるわけでございます。

そういうことについて十分議論を尽くしているところで、マルチメディア小委員会の中にワーキンググループを先般設けました。五月十六日に第一回の会合を開いたところでございますけれども、この委員会の中で、さまざまの方々に集まつていただきまして、詳細な検討を行つて、具体的な対応策を考えまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○池坊委員 日本は知的財産の保護の面では大変おくれていると思います。諸外国は知的財産の保護ということにも大変心を碎いておりますので、これはやはり外國と肩を並べるためにもきちんとした政策等を考えいただきたいと思います。

将来、インターネットなどを通じてソフトが送信されるようになつた場合、著作権管理情報も

とに自動的に著作権料を徴収することが可能になります。ただ、こうした情報を書きかえたり消却することにより、無断で著作物が利用される危険性も指摘されます。

昨年十二月に採択されたW I P O 新条約にも、音楽CDなどに組み込まれた著作権管理情報の改ざんの規制の必要性が明記されています。日本では、改ざん行為 자체は現行法で取り締まりますが、改ざんした著作物を送信することができないかと思ひます。改ざんした著作物を送信した人に民法上の責任を問うことができるかどうかといふことも明確にされていないよう思ひますが、今後、その規制範囲や対象などについて検討を進められるのでしょうか、その辺のこと伺いたいと思います。

○小野(元)政府委員 私ども文化庁におきましては、先ほどのマルチメディア小委員会の中にワーキンググループを五月十六日に設けたということを申し上げましたけれども、実は、この委員会の中でも、お話しいました著作権管理情報の規制の問題についても検討してまいりたいというふうに考えております。

お話をございましたように、音楽CDに電子的に組み込まれておりますレコード会社名であるとか録音した年の情報とかさまざまな情報があるわけでござりますけれども、こういった著作権管理情報を、ある意味では権利処理の円滑化に大きく役立つものでござりますけれども、一方、それを万一本手に改ざんされたり除去されたりといふことがござりますと、まさに適正な権利処理が困難になつて、無断で著作物が利用されるおそれがあるわけでございます。そういう意味におきまして、管理情報の改ざんを規制するということは必要だというふうに私どもも考えておるわけでございます。

ただ、具体的にどのような形におきまして対応するのが望ましいのかということについて、かなり専門的な議論を重ねていかなければいけない

というふうに思つております。各専門家にお集まりをいただきまして、ワーキンググループの中で具体的な規制の範囲や対象につきまして今後検討してまいりたい、さらには、国際的な動向も踏まえながら検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

○池坊委員 我が国の著作権法では、著作者の死後五十年を経過するまでの間継続するとされていますけれども、ヨーロッパ諸国では、一九九三年十月のE Cディレクトイフの採択を受けて、各国において著作権の保護期間を死後七十年までに延長しております。そして、一九九五年二月に保護期間を死後七十年に延長するための著作権法改正案を議会に提出したと思っております。

我が国においては、平成八年九月の著作権審議会では、保護期間の延長の問題は、欧米諸国との保護期間延長の動向を踏まえ、関係者の理解の進展を図りつつ、法改正について引き続き検討を進めいくと提言されております。

私個人といたしましては、七十年は長過ぎるのではないか、五十年でいいのではないかと思つておりますけれども、日本は今後世界の流れに沿つていくのか、あるいは日本独自のお考えがあるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○小杉国務大臣 著作物の保護期間の延長については、昨年九月の著作権審議会の小委員会でもその報告の中に盛り込んだところであります。我が国としても積極的に取り組んでいくべき課題というふうにされております。その際に、今御指摘のように、国際的な動向も踏まえつつ、こういうふうに言つております。

今お話しのとおり、海外での著作物の保護期間の動向については、今言われたE Cのディレクトイフ採択を受けて各国において七十年程度に延長しつつあるところで、まだ途上でございます。それから、アメリカにおきましては、保護期間を七十年に延長するための著作権法改正案が議会に提出されているところであります。

私どもとしては、こうした諸外国の動向を十分

踏まえながら、今後も引き続き著作権審議会において積極的に検討していく、こういうスタンスでおります。

○池坊委員 わかりました。

大臣がいらっしゃいません間に、日本は二十一世紀に向かつて文化立国を目指している割には芸能実演者たちは、労災も受けられず年金ももらえない、そして生活の不安の中で仕事をしているというお話を私いたしております。そして、財産権は認められて人格権というのが認められていない、この法案の中にどうして実演者の著作権が入らないのかということを質問させていただいておりました。

それで、早急にそのようなW I P Oで採択されましたA案ではなくてB案を取り上げていただきたいという政府の意向だということをお話しいただいて、財産権が入らないのかということを質問させていただきました。

それで、早急にそのようなW I P Oで採択されましたA案ではなくてB案を取り上げていただきたいという政府の意向だということをお話しいただいて、現場の文化庁の室長は、まだ環境整備が整っていないからB案というのは反対であるよという御意見を講演でされたのですけれども、現実に、現場の文化庁の室長は、まだ環境整備が整っていないからB案というのではなくて具体的にやつていただきたいのですけれども、現場の方たちは大変不安がつております。このことについては、迅速に、速やかにというような抽象的なことではなくて具体的にやつていただき安心して働くことができるのではないかと思つております。

大臣の御見解を最後にお聞かせいただけたら大変うれしいです。

○小杉国務大臣 インターネットなどマルチメディアが急ピッチで普及発展している中で、こうした著作権の問題も、もうほとんど毎国会改正案をお願いしているという状況でございます。

確かに、今までの著作権保護に関する日本の国民の認識というか、それは決して深いものではないかたと思います。しかし、これから大変多種多様なこうしたマルチメディア、そしてその技術も飛躍的に発展していく中で、著作権保護がどうあらべきかということは非常に重要な課題だと思つ

ります。

一つ申し上げますと、全国二百七十一校の学校を指定いたしまして、モデル的に、豊かな心を育む教育推進事業というものに取り組んでいただく、その成果を全国の学校に参考にしていただけます。また、学校の道徳教育振興事業というのを行つておりますけれども、そういう事業につきまして、文部省もこの事業を委嘱いたしております。また、学校の道徳教育の指導の充実といふ意味で、読み物資料の作成、その全国の中学校すべての学級への配付、あるいは道徳教育の指導力向上のための校長、教頭等を対象といたしました実践講座というようなもの等を行つております。

このようなものを行いつつ、全国的に各学校におきます道徳教育の充実、あるいは学校・家庭・地域社会が一体となりました道徳教育の充実といふことにつきまして支援し、また援助をしているところでございます。

○旭道山委員 大臣の心温まる答弁、ありがとうございます。本当に答弁ありがとうございます。犯人も犯行声明を出していますので、早急にそういうことをやつてください。それと、文部省としても、再発防止に向けて、可能な限り協力と学校への指導をよろしくお願いします。

済みません、道をそれましたけれども、では本題に入ります。著作権法の一部改正法の質問に入ります。

著作権については、率直な感想を言わせていただいく、わかりにくいという一言です。なかなかなじみがないだけに、著作権に対する国民意識、理解を深めるための必要性を感じました。そういう意味では、現在、全国の中学校を対象にわかりやすい内容のパンフレットを作成し、普及啓発を行つていることは非常に大切なことだと思います。さて、著作権の保護という問題ですが、これを

適切に推進していくためには、我が國の中だけでなく、国際的にも著作権保護の推進を進めていくべきではないかと思つています。このために、いろいろな国、中でもアジア諸国の連携を強化し、

国際的な著作権保護の強化を図つていくべきだと考えていますが、見解をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○小杉国務大臣 著作権の保護の重要性について、国民の意識改革を図ることは重要だと思います。

特に、アジア地域では、今御指摘のように、まだこの著作権制度といふものが十分整備されておりませんし、意識もそれほど高いとは言えないと私は思います。そういう状況を改善するために、アジアの一員であり、また著作権制度を有する日本がアジア諸国における著作権保護の強化等を進めしていくために重要な役割を果たさなければいけないと考えております。

現在、アジア地域著作権制度普及促進事業、APACEプログラムといふものに基づいて著作権に関する開発援助事業の推進を行つておりますが、これは平成五年度からODA事業として進めている事業であります。APACEといふのは、何かわかりにくいいのですけれども、アジア・パシフィック・コピー・ライト・エンハンスメント・プログラムの略だそうでございます。それで、信託基金にお金を出して、今具体的に国際シンポジウムの開催とか専門家研修プログラムの実施とか、各国ナショナルセミナーへの専門家の派遣などを行つております。

こういった形で、先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、アジア諸国におきます著作権意識の高まり、著作権を守つてほしいという気持ちを広めていくということも、日本としては努力をしていかなければいけないことだというふうに考えているところでございます。

○旭道山委員 日本はリーダーシップをとつていかなければいけない立場で、アジア諸国における著作権保護の定着強化のために、積極的に関係諸国の関係職員を招いて、研修などを進めていくべきだと思います。このような国際協力のための現在の政策と今後の対応の方針についてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○小野(元)政府委員 お話をございましたが、化については、我が国がリーダーシップをとつて進めていくべきではないかと思います。

○旭道山委員 現在、著作権保護の必ずしも十分とは言えないアジア諸国での著作権保護の定着強化について、お話をございましたけれども、この中におきましたAPACEプログラムといふのを実施をしておるわけでございますけれども、この中におきました専門家の研修プログラムを行つております。このプログラムは、アジア・太平洋諸国から、政府関係の職員の方あるいは著作権関係団体の職員の方を毎年数名研修生として受け入れをいたしております。そして、約二週間、日本の著作権制度や関係団体の事業等についての研修を行

ございますが、アジア諸国を仮に三十七カ国といふうに考えた場合に、まず、著作権関係で、ベルヌ条約についてでございますが、ベルヌ条約については日本、インド、タイ、フィリピン、マレーシア等の十五カ国が締結をいたしております。それから万国著作権条約でございますが、これについては日本、インド、中国、パキスタン等の十四カ国が締結をいたしております。それからローマ条約は、ちょっとと少ないのでございますが、日本とフィリピンの二カ国が入つております。それからTRIPS協定につきましては、二十四カ国でございまして、日本、韓国、シンガポール、スリランカ、タイ等が加盟をしておるわけでございまます。

こういった形で、先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、アジア諸国におきます著作権意識の高まり、著作権を守つてほしいという気持ちを広めていくということも、日本としては努力をしていかなければいけないことだというふうに考えているところでございます。

○旭道山委員 日本はリーダーシップをとつていかなければいけない立場で、アジア諸国における著作権保護の定着強化のために、積極的に関係諸国の関係職員を招いて、研修などを進めしていくべきだと思います。このような国際協力のための現在の政策と今後の対応の方針についてお

聞きたいと思います。よろしくお願ひします。

○小野(元)政府委員 先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、このWIPOの新しい条約については、批准するためには現行の著作権法を何点か改正をしなければいけないわけでございます。

具体的な中身といましましては、著作権については、頒布権、あるいはネットワークへのアップロードに関する権利の導入、それから、隣接権に

関しましては、実演家の人格権、それから頒布権等がございます。さらには、先ほど来議論が出ておりますコピー・プロテクションの解除等の禁止の問題、それから、権利管理情報の改ざん等の禁止の問題等につきまして、法改正が必要だと考えておるわけでございます。

ネットワークへのアップロードについては、今回の改正法でお願いしておるわけでございますけれども、私どもとしては、著作権審議会での議論を十分深めていただきましたが、これらの条約を批准できるように、必要な法改正に順次着手してまいりたいというふうに考えておるところでございまます。

○旭道山委員 マルチメディアの発展など情報化の進展により、著作権に関する課題がいろいろと生じてきていると聞きますが、現時点で具体的にどのような課題があり、文化庁はどうのに対応

うということを行つておられるわけでございます。

文化庁といたしましては、アジア諸国での著作権保護の強化を図るために、今後とも、こういった研修事業等を積極的に推進してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○旭道山委員 そういうふうに、いろいろと推進をよろしくお願ひします。

昨年のWIPO著作権条約は、著作権の分野の基本条約であるベルヌ条約の二十五年ぶりの見直しであり、また、WIPO実演・レコード条約は、デジタル化、ネットワーク化という新しい時代の変化に対応した、実演・レコード保護について定めた画期的な条約であると考えています。この二つの条約の批准の見通しについてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○小野(元)政府委員 先ほど来御答弁申し上げておりますように、このWIPOの新しい条約については、批准するためには現行の著作権法を何点か改正をしなければいけないわけでございます。

具体的な中身といましましては、著作権については、頒布権、あるいはネットワークへのアップロードに関する権利の導入、それから、隣接権に

関しましては、実演家の人格権、それから頒布権等がございます。さらには、先ほど来議論が出ておりますコピー・プロテクションの解除等の禁止の問題、それから、権利管理情報の改ざん等の禁止の問題等につきまして、法改正が必要だと考えておるわけでございます。

ネットワークへのアップロードについては、今回の改正法でお願いしておるわけでございますけれども、私どもとしては、著作権審議会での議論を十分深めていただきましたが、これらの条約を批准できるように、必要な法改正に順次着手してまいりたいというふうに考えておるところでございまます。

○旭道山委員 マルチメディアの発展など情報化の進展により、著作権に関する課題がいろいろと生じてきていると聞きますが、現時点で具体的に

していくつもりか。それと、さつき説明いたしましたが、APACEプログラムの具体的な事業内容がスタートしたばかりで、そのためには予算も極めて少ないと聞いています。何か年間三千百万円とか聞いています。著作権制度の普及事業をさらに充実させ、アジア地域の著作権制度の推進について努力されることを強くお願いし、大臣にお聞かせたいと思います。それと、予算、お願いします。

なくて子供一一番弱者一一番弱い立場の方から何とか目をつけられている。そんな変なやつ、獵奇的なやつが、何か最近いっぽいはびこっています。きょうの朝も変な犯行声明を出してしまって、自己満足するために子供をそういうふうにするとどう報道が今見られています。

もしませんけれども、末席の教育、セキニンのイー、道徳、そういう教えを、文部省の最高の権限として全国各地に——この「知的所有権」、こういう本を文化庁から出していますけれども、これはすごく読みやすいです、わかりやすいですかね、それを防犯という形で、今、時間が刻々と迫っています。また、第二、第三とそういう犯行を起こすかもしれません、防犯という形で、文部省の最高の権限で進めてほしいのです。最後、大臣の答弁、よろしくお願いします。

○小杉國務大臣 今、具体的には小野次長から答
つてゐるところでございまして、こうじた点
で、著作権審議会におきまして制度全般につい
てさまざまな観点から御審議をいただきまして、私
どもとしても、必要なものから速やかに制度改正
に努力をしてまいりたいというふうに考えておる
ところでございます。

申いたしましたが、今後、この分野は大変急速で、情報技術の発展が見込まれているところであります。また、それに伴って、著作権保護の意識をもつともっと深める必要がある、こういうことから、そして国際的な動向も目まぐるしく動いておりますので、私どもは、そうした動きを注視しつつ、法律改正あるいは予算獲得に向けて、これからも全力でやっていきたいと思っております。いずれ次の国会では法律改正をお願いするかもしれません、その節はまたよろしく御指導いただきたく思います。

○畠道山委員 最後の質問ですけれども、今、須磨区で、神戸と言わざ、全国いろいろと事件があります。その事件は、大人とかそういうのではなく、

○旭道山委員　よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。
○二田委員長　次に、肥田美代子君。

○肥田委員　民主党の肥田美代子でございます。

よろしくお願ひいたします。

議題になつております著作権法改正案は、童話を作りして読者の皆さんに読んでいただく立場にある私にとっては、本当に身近な法律でござります。もちろん、私だけでなく、創作活動に携わるすべての方々にとって、この法律の持つ意味は、権利法であり、知的産みを守ってくれる保護法、す。

○旭道山委員 よろしくお願ひします。どうも本
りがどうぞいました。
○二田委員長 次に、肥田美代子君。
○肥田委員 民主党的肥田美代子でござります。
よろしくお願ひいたします。

そういう法律であらうかと私は思つております。著作権や隣接権あるいは人格権というものを広く普及させることによって、人がつくつたものを大切にするという倫理観を社会的に育てていく法律でもある、そういうふうにも思います。先ほど旭道山委員からも御紹介がありましたけれども、文化庁が子供向けのパンフレットをつくつて、知識的所有権について基礎知識の普及に努めておられることにつきまして、私は大変敬意を表します。子供の時代にそういうことをきちっと教えておくことは、大変大切であらうと思います。

さて、今回の改正案の提案理由説明で、有線と無線が併用されている送信形態の増加に対応するため、現行法第二条に規定する放送と有線とを公衆送信という新たな概念に統合すると提起されております。これは、昭和六十一年の法改正において、有線放送と双方向性すなわちインターネット送信の双方を含め、有線送信権を確立して以来の改正になるわけでございますが、今回新たな概念を提起するに至った背景にはどのようなことがあつたのか、国際的な知的所有権をめぐる動きとあわせて御説明いただけませんでしょうか。

○小野(元)政府委員 今回の法改正の中におきまして、有線と無線とをまとめて公衆送信という概念を設けさせていただいているところでございます。この点につきましては、現行法が、無線による送信を放送と言つておりますが、有線による送信を有線送信と言つておるわけでございます。こういったものを、両者を統合いたしまして、新たに公衆送信という概念を設けることいたしております。

この理由でござりますけれども、情報化の進展が進んでおりまして、利用者の求めに応じて送信いたしますいわゆるインターネット送信につきましては、例えば携帯電話をパソコンに接続する、そしてインターネットにアクセスするといふようなことが行われておるわけでございまして、こういう場合などは、送信の過程で有線と無線が併用されて行われておるわけでございます。

た通信衛星を用いましたインターネットでの受信というようなことも行われておるわけでござりますけれども、こういう情報化の進展に伴いまして、有線と無線を厳密に区別するといいますか、それだけの理由で区別するというのには余り意味がないのではないだろうかということで、権利コード条約の二つが選択されたことは、私も承知いたしております。また、データベースに関する条約案も審議対象にされていたと伺っております。

しかし、これはアメリカの反対で審議されなかつたそうであります、アメリカが反対した理由についてどのように認識されておられるか、また、データベースに関する条約案はW I P Oにおいて今後どのような取り扱いになる見通しなのか、さらには、同条約案に対しても日本はどのような態度で臨んでいかれるのか、見解をお尋ねしたいと思います。

○小野(元)政府委員 昨年の十二月のW I P Oの外交会議でございますけれども、お話し下さいまして、たように、データベースにかかわります知的所有権に関する条約につきましても草案が用意されれておつたわけでございますけれども、審議時間が不足したということございました、それからアメリカの業界が反対をされたということもあつたようですが、これは、創造性のないデータベースに係る投資をどう保護していくかということにつきましては、実は、我が國の中におきましてもさらく検討を継続する必要があるというふうに思つてゐるところでございます。したがいまして、この

データベース条約につきましては、昨年十二月の段階で、私ども日本といたしましても、これを採択することについては反対の立場をとっていたわけでございます。

この条約につきましては、また本年九月にW.I.P.O.に新たに専門家委員会が設置されて引き続き検討が行われるということをご存じますので、これに対してもう対応していくかは今後検討してまいりたいというふうに考えておるところでござります。

すが、WIPO著作権条約及びWIPO実演・レコード条約は、まだ国内批准の手続がとられておりません。つまり、国内批准に先立つて国内法を整備し、WIPO条約に少しでも近づこうとの法案が提案されたということです。アメリカでは、著作隣接権の保護やローマ条約の批准さえもおくております。それに比べると、文化庁は時代を先取りしていらっしゃるというふうに私は思います。しかし、いざれは国内批准の手続をとらなければなりません。日本では、国内法をすべて完全に整備してから批准するというふうになつておりますけれども、今後、批准に向けてどのような段取りになさつていがれるか、お答えください。

○小野(元)政府委員 お話をございましたよう、
W I P O の実演・レコード条約それから著作権条
約につきましては、昨年十二月、採択されたわけ
でございますけれども、これがある意味では先取
りの形で今回法改正でお願いしているわけでござ
ります。

と申しますのも、この二つの条約を批准するた
めには、先ほど来御答弁申しておりますように、
幾つかの点で著作権法を改正する必要があるわけ
でございます。著作権に関しては頒布権の問題、
それから隣接権に関しては実業家の人格権、
頒布権の問題、こういったものを明確にしていく
必要があるわけでございますし、さらには、先ほ
ど来議論が出ておりますコピー・プロテクションの

解除の問題、それから権利管理情報の改ざん等の禁止の問題、これらについて法改正が必要となるわけでございまして、とりあえず第一歩の、皆様方の御理解が得られる分野から今回法改正をお願いしたところでござります。

私ども文化庁といたしましては、著作権審議会の御意見をお伺いしながら、条約の批准に向けて必要な法改正に適時適切に着手をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。
○肥田委員：ぜひ国際社会の中でリーダーシップをつけていくことをめざしておるところではあります。

うことで、B案は盛り込まれなかつたわけでござります。そのことに対しまして、アフリカ諸国等を中心に、おかしいではないかという御意見が非常に強く出てまいりまして、九八年中に新たな条約を策定することを目指す旨の決議が行われたところでございます。

された実演などには適用されないと定めておりま
す。さらに九十二条では、「実演家は、その実演を
放送し、又は有線送信する権利を専有する。」と実
演家の優先放送権を認めつつも、ここにも録画さ
れた実演などの不適用条項があります。

池坊委員の質問と重なる部分であります。私は
W I P O 実演・レコード条約について少し見解
を伺つておきたいと思いますが、これは先ほどの
所とちがひたくないと思っております。
W I P O 実演・レコード条約の審議の中で、当
初の案文にあつた視聴覚固定物にかかる実演家
の経済的、人格的権利の部分がアメリカの反対に
よつて削除されたようでございます。この削除に
よつて視聴覚固定物に関する実演家の権利といふ
最も基本的な部分が削除された、あるいは先送り
されたということになります。アメリカが反対す
るという事態の中で、日本政府は実演家の人格的
な権利問題についてはどうのようなスタンスで臨ま
れたのか、いま一度お伺いしたいと思います。
また、一九九八年以前において視聴覚実演に關
する議定書の採択を目指すという法議案が採択さ
れるべきではないかと思つております。
W I P O 実演・レコード条約について少し見解
を伺つておきたいと思いますが、これは先ほどの
所とちがひたくないと思っております。
W I P O 実演・レコード条約の審議の中で、当
初の案文にあつた視聴覚固定物にかかる実演家
の経済的、人格的権利の部分がアメリカの反対に
よつて削除されたようでございます。この削除に
よつて視聴覚固定物に関する実演家の権利といふ
最も基本的な部分が削除された、あるいは先送り
されたということになります。アメリカが反対す
るという事態の中で、日本政府は実演家の人格的
な権利問題についてはどうのようなスタンスで臨ま
れたのか、いま一度お伺いしたいと思います。
また、一九九八年以前において視聴覚実演に關
する議定書の採択を目指すという法議案が採択さ
れるべきではないかと思つております。

こうした提言にこたえることが立法府の役割であると思うわけであります、著作権法の九十一条及び九十二条の二つの条文は、実演家にとってどんな利益があり、どんな不利益があるのか、具体的な事例を挙げて御説明いただき、さらに、今後どのような段取りで実演家の権利の確立に取り組まれるのかについても御答弁くださいますようお願いします。

○小野(元)政府委員 先ほど来お話を出ておりましたように、九十二条におきまして、実演家の権利を第一項でそれぞれ認めておるわけでござりますけれども、第二項では、一たん映画やビデオに実演家の許諾を得て実演が固定されると、以後の録音や録画等についてはあるいは権利が働くかないということにもなつておるわけでござります。

○小野(元)政府委員 先ほど来御論議いただいておりますように、W I P O 実演・レコード条約の中では、アメリカの反対によりまして、お話をございました視聴覚固定物にかかる実演家の権利の部分が認められておりません。この点につきましては、先ほど来御答弁申し上げておりますように、日本政府といたしましては、実演家の権利を認める案、いわゆるB案を主張したわけでございます。しかしながら、最終の段階で、各国の意見が折り合わない、アメリカが強硬に反対するといふのであります。しかし、W I P O 実演・レコード条約においては、その実演を録音し、又は録画する権利を専有する」とし、実演家の権利を保障しながら、録音送、有線テレビ、ビデオグラムの発達等により録音・録画された実演の利用が多様化・増大化している等の事情を考慮し、映画監督、実演家等の権利の適切な保護等について検討するなどの附帯決議が行われております。また、日本芸能実演家団体協議会なども、実演家の人格権について著作権法において明確に規定するよう、長年にわたって主張されてこられました。

このことでどうなるかということでおきいます
が、例えば、映画に出演なきつた実演家の方は最初
に出演料ということで幾らかお金をいただくわ
けでございますけれども、それに對して実演家の
方々は、それは映画に最初に出るときのお金であ
つて、その映画がビデオあるいは衛星放送等で
放送されるということであれば、その分について
もさらに出演料のプラスをしてほしいというふう
におつしやつておるわけでございます。これに對
して、映画会社の方といたしましては、最初の段
階で既に二次利用のことも考へて契約料を払つて
いるんだから、二次利用分につれてはお金を払う

ことはできません。というのが基本的な主張である

わけでございます。

そういうことになりますと、実演家の方々に言わせれば、この点については、確かに劇場映画、非常に配給収入なども苦しいということはわかるわけでございますけれども、これだけテレビやビデオやあるいは衛星放送等が発達しておるわけでございますから、我々が最初に出たときではなくて、その後についても権利をぜひ認めてほしいという御主張をされておるわけでございます。

私ども文化庁といたしましては、実演家の方々の御意見というのも受けとめつゝ、先ほど来お話をいたしておりますように、前回、平成四年に協議会を設けた段階では、意見が全く一致しなくて決裂状態になつておつたわけございませんけれども、こういったことについて話し合いの場を設けて、早急にそれそれの御意見を聞きながら望ましい方向を探していくべきだといふうに考えておるところでございます。

○肥田委員 意見が一致しないからといって平行線で放置しておくるのではなくて、積極的にこの話のために大変努力されていることについて、尊敬の念を持つております。それでもなお申し上げなければならぬことがあります。それは、視聴覚固定物に関する実演家の権利擁護のためには、今日のマルチメディア時代において決して正常ではないといふことがあります。それを正常に戻すのが立法府の役割であろうと考えております。

御承知のように、テレビは多チャンネルになり、WOWOWのように同じ映像作品が繰り返し繰り返し放映され、また、新作の劇場映画もあつて、その間にビデオ化され、家庭で利用することができる。私たちは、映画に出演した監督、俳優、音楽家、技術者たちの実演を、同一作品を通じて考えております。

何度も目にすることが可能な時代に入ったわけ

でございます。しかし、そうした映像関係者の権利は、最初のたつた一回、つまりワンチャンスしかないのであります。二次使用に対する報酬請求権を保障されていない状態でございます。

著作権法が制定された昭和四十五年当時は、劇場映画が今日のようにビデオ化されることもなかつたし、テレビを持ち込まれることも少ない時代でしたから、映画出演者への報酬も一度で済ませることができたのだと思います。しかし、映像作品の二次使用が普通のことになった現在、二次使用に対する実演家の報酬請求権がないという無権利状態が続いていることは、権利擁護を趣旨とする著作権法の精神からしてもまことに不条理なことを考えております。

特に、今後は映像を伴うデジタル・ビデオ・ディスクなどの急速な技術革新によって、俳優や演奏家を取り巻く環境は一段と変化しますし、そうした新しいメディアの登場に対して、現在の法制が十分な対応ができるかどうかにも大きな疑念がございます。日本がイギリスと並んで著作権では先発国であると自負してもいいのではないかと私は思っておりますが、それだけに、国際条約の

いかんにかかわらず、視聴覚固定物に関する実演家の権利についても国際社会でリードーシップをぜひとも發揮していただきたい、私は切に願っておりますが、大臣いかがでございましょうか。

○小杉国務大臣 先ほど小野次長から答弁したよ

うに、映像に関する実演家の権利の問題については、各国情の意見が合わずに見送りといふことがあります。しかし、この問題については平成十年度、来年度中に協議をする、国際的にも新条約の検討が九月に開始される、こう聞いておりますので、私たちとしても、そうした国際的な場で、積極的にこの考え方をまとめる、そういう検討も進めたいと

○肥田委員 ゼロ積極的によろしくお願ひ申し上げます。

次に、映画監督を初め著作権法第十六条で規定された、映画の著作物の全体的形成に寄与した人たちの権利についてお尋ねしたいと思います。

著作権法の第二十九条では、「映画の著作物の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者が帰属する」とあります。この条文に限らず、知的権利を守らうとする著作権法では、映画監督や技術者たちの二次利用に関する報酬請求権は明確にされておりません。

この人たちの権利はどのようにしたら守られるのか、率直な見解をお聞きしたいと思ひます。

○小野(元)政府委員 今お尋ねがございましたように、参加契約を締結した場合には映画製作者に権利が帰属するということが書かれておるわけ

がございます。したがいまして、監督の皆さん等が映画の二次的利用について追加の報酬等の支払いを受けたいといふことがありますれば、参加契約を結ぶ最初のワンチャンスの時点で二次的利用も含めて契約を締結するということが必要になつてこようかと思うのでござりますれば、参考まで

この点については、それは必ずしも十分ではないかといふ御意見ももちろんあるわけですが、ございまして、先ほどの実演家の方々の御主張と似ているわけでござりますけれども、いずれにしても、契約の最初の段階で二次的利用あるいはその後の利用を含めて契約を締結するといふことができれば、それは一つの、とりあえずの解決策にはなるといふうに私どもは考えているわけでござります。

○肥田委員 契約が十分にできる力関係であればそれはいいと思うのですけれども、現実的にそういう状態にないということはもう明らかでござりますから、文化庁はそのあたりにしつかりとした目を行き届かせていただきたいと、こういう状況というのは自助努力でやってくださいといふので

はなかなか進まないと思うのですが、いかがでし

ょう。

○小野(元)政府委員 御指摘の点はそのとおりでございまして、契約でうまくいけばいいわけでございませんけれども、映画会社と監督さんあるいはスタッフとの間の力関係というのがもちろんあるわけでございます。したがいまして、先ほど来、実演家の方々についてお話し申し上げておるわけでございますけれども、前回うまくいきませんでした研究協議会を新たに組み直しまして、新たな形で早急にスタートさせて、その場においてそれが立場から御意見をいただいた上で、望ました方向を目指してまいりたいといふうに考えておるところでございます。

○肥田委員 昭和十四年に制定された勅令による著作物の範囲ヲ定ムルノ件では、著作物の範囲を小説とか脚本とか楽曲を伴う場合における歌詞、楽曲の四つに定めております。同じ十四条の勅令、著作権二関スル仲介業務ニ關スル法律施行規則に基づいた文化庁認可の仲介業務団体も、音楽、文芸、脚本、シナリオ団体の四つとなり、しかも、一分野一団体となつております。これは言葉遣いでなく、法律の中身でございますが。

五十八年前の昭和十四年当時はその勅令で対応できただかもしません。しかし、戦後の日本社会は、小説以外の出版物、写真、映像などさまざまな文化がつくり出されており、著作物の範囲も広がっておりますので、ぱつぱつ内務省の勅令の改正を検討されたらいかがでしょうか。

さらに、片仮名で書かれた法文につきましては、昭和十四年の二つの勅令に限らないわけではありませんが、戦後の現代仮名遣いで育つた圧倒的国民には、片仮名の文章はとてもなじめるものではございません。頭を昭和十四年にタイムスリップして、その時代の雰囲気で読むようにといつても、どだい無理でございます。

法律と国民を近づけることが立法府の仕事であると私は思っております。文部省及び文化庁は、他省庁に先駆けて中期的な計画を立てて関連法規の現代仮名遣い化を進めてはどうかと思うのです

が、いかがでしよう。

○小杉国務大臣　お話しのとおり、仲介業務法、今法律の現物を見せていただきましたが、確かに片仮名になつておりますし、また内容も基本的には変わつてない。これだけ社会が激変しているにもかかわらず、果たして今までいいのか、こういうことから、現在、著作権審議会の中に権利法の集中管理小委員会を設けまして、この法律の見直しについて鋭意検討を進めているところであります。

この審議を離れて対処いたしますが、この改
正を行う場合には、今お話しのとおり、文字をわ
かりやすくするという見地から片仮名を平仮名に
改めるということも十分留意していただきたいと思つ
ております。

○肥田委員 最後の質問をさせていただきます。
小杉文部大臣に格調高い御意見をお願いしたい
というふうに、まずお願ひしておきます。

中教審の答申の中に、物理、数学にすば抜けた才能を持つ子供の大学入学年齢の特例を設けるといふ教育上の例外措置がござります。中教審の考え方では、国際的な学者を送り出すためということらしいのでございますが、しかし、人間の才能には数学とか物理のみならず、音楽でありますとか絵画でありますとか、文学、スポーツなどあらゆる分野にその才能が出てくるというふうに私は思っています。中教審がおっしゃるように国際的な人材を育てるというならば、やはり国際的音楽家も育てるべきでありますと私は思います。

例えれば、音楽教育に例をとりますと、よほど強烈な心で、今の学校教育を否定した形で個人レッスンでも受けないと才能は開花いたしませんし、音楽は学校教育の中ではかなり軽視された状態にございます。感性が最も磨かれるのは小学生の時代だということがあるにもかかわらずでございます。

平成六年、文化立国を目指す立場から、音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律が制定、施行されました。しかし、文部省が不斷の努力をしなければ、この法律の趣旨を全国的に浸透させ、息を吹き込むことはできないことでございます。大臣は、同法の具体化を含めた文化立国の構想をどのように描いておられるのか、個人的ビジョンでも結構ですから御意見をお願いします。

私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○小杉国務大臣　肥田委員の言われること、私はほぼ同感であります。特に最近、物の豊かさよりも心の豊かさを求めるという風潮、機運が高まってきたということは、私は喜ばしいことだと思います。そういう観点から、今文部省でも学習指導要領とかその他で古来の伝統文化の継承発展、あるいはすぐれた芸術文化の創造、発信を図る文化の重視、こういった文化立国を進めているところであります。

で大学入学を認めるという方向に進んでおりますけれども、一方において音楽とか絵画とかいう文化の豊かさを育てる情操教育、この必要性、重要性といふものはやはり私は大いに考えていかなければいけないと思っております。また、肥田委員のいろいろな御意見も伺いながら、より一層文化立国を目指して頑張っていきたいと思つております。

○二田委員長 次に、山原健二郎君。

まず、映画の一次利用などの問題についてであります。しかし、先ほどからたくさん出ておりますようになりますが、W I P O の外交会議では、視聴覚固定物にかかる実演家の経済的、人格的権利が対象範囲に入つております。これはアメリカの強い反対に遭つたというわけですが、このアメリカの態度に対しても我が国はどういう態度をとってきたのか、手短にお答えをいただきたいと思います。

○小野(元政府委員) 先ほど来御論議が出ておりますように、アメリカの強い反対で視聴覚の分野の実演家の権利が先送りになつたわけでございま

これにつきましては、先ほど来御答弁申し上げておりますように、私どもいたしましては、い

わめるB案、映像として固定された映像の分野についても権利を明確にすべきだということで主張したわけですが、結果的に、アメリカが強く反対したということで、この案が採択されなかつたわけでござりますけれども、私ども日本政府としてはB案を強く主張したところでございます。

権利を明確に法定している国は、現在でも我が国と英國のみである。」と先駆性を評価しております。そして、日本と英國の法制が国際的にも必要とされると主張してきたわけですが、インターネットにおける権利のように、映画の二次利用などにかかる俳優の権利についても世界に先駆けて国内法を整備すべきではないかという声が高いわけですが、これに対してはどうお答えになります

○小野(元)政府委員 先ほど来御答弁申し上げて
おりますように、映像として固定されたものにつ
きましては、W I P O の実演・レコード条約にお
か。

いても権利を認めていないわけでございます。実演家の団体の方々からは、映像の分野につきましても権利を認めるべきだという大変強い主張がござります。この問題について、現時点におきましては、映画の製作者、映画会社等の側の理解がまだ十分であるとは言えない状況にあるわけでございます。

W I P Oにおきましても、この映像の分野についての実演の保護のための条約を一九九八年末までに新たに作成するという決議があるわけでございます。私ども文化庁といたしましては、この決議を実行するための委員会の中で、国際的な場面の中でのこれに対する権利を明確にすべく、先ほど来御答弁申し上げておりますように、国内におきましては、映像関係者を中心にする新たな検討の場を設けたい、国際の場面におきましては、B案といいますか、その形を主張してまいりたいと、いうふうに考えておるところでござります。

○山原委員 森繁さんの例も引かれましたけれど

も、ビデオ、レーザーディスク、あるいはDVDのような映像を伴う録音・録画固定物にも実演家の権利が働くよう、日本政府としてもリードをし

○小野(元政府委員) 先ほど来御答弁申し上げておりますように、九八年末までに新たに条約をつくるべきであるという声が高いわけです。この点について再度訴えますが、どうお答えになりますか。

くることが決議されておるわけでございまして、この国際的な検討の場におきまして、私は文化庁といたしましては、映像の分野におきまつす実家の権利につきまして、適切な形で権利が定められるよう主張してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○山原委員 先駆性をみずから誇っているわけですから、ぜひこの点の主張を強く要求したいと思います。

次に、一九五六年以前に撮影されました写真の著作権の問題であります。

昨年十二月の国会では、写真の著作権保護期間を公表後五十年から死後五十年に改正され、写真家からは歓迎をされております。しかし、旧法時代に、公表後十年という余りにも短い保護期間のために既に保護期間の切れてしまっている一九五六以前の写真については、写真家が今存命、それを公表後十年といつても短い保護期間のためには、写真家は強い不公平感を持つて活躍しているにもかかわらず、保護されず、無権利の状態になっています。

これは、国会図書館からお借りしましたロバート・キャバの写真ですが、もう皆さん御承知と思いますけれども、これは最初にノルマンディー上陸作戦をキャバが撮った写真であります。ライフ誌には同年七月三日に公表されております。一九四四年の六月六日のノルマンディー上陸作戦をキャバが撮った写真であります。これは最初にノルマンディー作戦の写真が出でております。一九五四年の六月六日には亡くなっていますが、日本では無断、無償で使えることになっています。権利が延長されれば、例えばこういうものを無断でCD-ROM等にして大量に出版するとなると、国際的に大問題になるわけです。最近発売されているCDレコードブルなどは、素人でも写真を簡単に大量に読み込むことができる状態になっています。出版界の慣行として、仮に保護期間が切れた写真が含まれた場合であっても印税を払つているとのことでございますが、このような状況では慣行破りも発生しかねないと思ひます。インターネットを始めとしたマルチメディア時代に当たつてこういう置き去り現象があるようでは

は、他の芸術ジャンルと同等とは言えません。大臣の答弁のように、著作権審議会で、国際的動向を踏まえて検討していくというならば、この状況も文化庁といたしましては、映像の分野におきまつす実家の権利につきまして、適切な形で権利が定められるよう主張してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○山原委員 先駆性をみずから誇っているわけですから、ぜひこの点の主張を強く要求したいと思います。

次に、一九五六年以前に撮影されました写真の著作権の問題であります。

昨年十二月の国会では、写真の著作権保護期間を公表後五十年から死後五十年に改正され、写真家からは歓迎をされております。しかし、旧法時代に、公表後十年といつても短い保護期間のためには、写真家は強い不公平感を持つて活躍しているにもかかわらず、保護されず、無権利の状態になっています。

これは、国会図書館からお借りしましたロバート・キャバの写真ですが、もう皆さん御承知と思いますけれども、これは最初にノルマンディー上陸作戦をキャバが撮った写真であります。ライフ誌には同年七月三日に公表されております。一九四四年の六月六日のノルマンディー上陸作戦をキャバが撮った写真であります。これは最初にノルマンディー作戦の写真が出でております。一九五四年の六月六日には亡くなっていますが、日本では無断、無償で使えることになっています。権利が延長されれば、例えばこういうものを無断でCD-ROM等にして大量に出版するとなると、国際的に大問題になるわけです。最近発売されているCDレコードブルなどは、素人でも写真を簡単に大量に読み込むことができる状態になっています。出版界の慣行として、仮に保護期間が切れた写真が含まれた場合であっても印税を払つているとのことでございますが、このような状況では慣行破りも発生しかねないと思ひます。インターネットを始めとしたマルチメディア時代に当たつてこういう置き去り現象があるようでは

し上げたとおりでございますが、では、具体的にどう検討しているかということをごります。

著作権審議会の第一小委員会におきまして、先般の国会での御論議、質疑等、それに対する答えにつきましても、資料を配付いたしました。それから、こういう問題につきまして関係団体からの点、大臣の見解を伺つておきます。

「怒りの葡萄」の作家、スタインベックですね、この人がこう言つています。キャバの写真は彼の精神の中でつくられ、カメラは単にそれを完成させただけだ。すぐれた画家のキャンバスのように、キャバの作品は常に明確な表現をとつていて、芸術としての写真を最大限に評価していることは御承知だと思います。

ところが、日本ではそういう評価を受けていない。少なくとも法的にはそうなつております。そういう意味で、写真家は強い不公平感を持つておると思います。

そこで、御質問を申し上げたいのですが、昨年十二月の参議院文教委員会におきまして、大臣はこの問題について、将来、遡及の問題を含めて誠意を持って検討していくと答弁されています。

写真著作権の保護期間遡及の問題について現在どのように検討が進められておりますか、具体的にお答えいただきたいのであります。

○小杉國務大臣 では、私から概要申し上げて、あと具体的な取り組みについては次長から答弁をさせます。

一度切れた著作権を復活させるということは、既存の利用関係者には重大な影響を与えるわけ

で、そこ辺がいろいろ利害がふくそうして調整が難しいところですが、関係団体からこの件について再度、保護すべきだという強い意見もあり、また、今引用されたように、国会でも議論されたところでございます。私どもは、いろいろ困難な問題もありますが、その点について御見解を伺つておきます。

○小野(元)政府委員 私ども文化庁は、御指摘ございましたように、文化立国を目指して、芸術文化の振興や伝統文化の保護に力を尽くしてまいりたいと考えておりますところでございます。

具体的には、次長から答弁させます。

まして、今後の制度改正等に関連をいたしまして検討していただきたいというふうに考えておるところでございます。

○山原委員 等真家の著作権の問題については、もう当初から問題になつておりますが、この問題になつました。具体的な今後の検討課題の例として提示をしておるところでございます。

今後委員会におきまして、もちろんほかの課題もあるわけでございますけれども、国会で御答弁申し上げておりますように、真剣に受けとめて検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

一方、平成八年度「我が国の文教施策」では、「二十一世紀に向けて新しい文化立国を目指して、今世紀中に文化基盤を抜本的に整備することが緊急の課題となつてゐる」としております。

写真における芸術後退現象の原因になつている著作権の不整備は、この理念に真に向から対立するものではないですか。そういう意味で、さらに一步具体的に進めるよう要請を申し上げたいのですが、ございますが、その点について御見解を伺つておきます。

○小野(元)政府委員 私ども文化立国を目指して、芸術文化の振興や伝統文化の保護に力を尽くしてまいりたいと考えておりますところでございます。

○山原委員 別の問題ですが、ちょっとローカルになりますけれども、砲台、台場といのがありますね。今史跡に指定されている台場・砲台跡、明治維新のころのことですが、我が国の歴史の正しい理解のために欠くことのできない文化遺産だらうと私は考えておりますが、土佐藩砲台跡、この整備の問題が今起つております。市長の要請もありますけれども、こういうのに対しては

今どういうふうな指導をなされておりますか、文化庁の見解を伺つておきます。

○小野(元)政府委員 いわゆる台場といいますか、昔の大砲の砲台の跡でございますけれども、こういったものにつきましては、お話しざいまして、土佐藩の砲台跡、高知県のもののほかに全国で七カ所が史跡に指定をされておるところでございまます。

この土佐藩の砲台の跡につきましては、須崎海岸に置かれた幕末の土佐藩の砲台の跡でございまして、遺構が非常によく保存されておるということもござりますし、幕末の情勢を知る上で重要な

遺跡だということで、昭和十九年に国の史跡に指定されたものでございます。この指定地は、現在市立の歴史公園ともなつておるわけでござります。

この史跡の整備につきましては、地元の市から整備の意向があるということは、私どもも承つておるわけでござります。文化庁といたしましては、市に対しまして史跡の整備にふさわしい整備計画を検討してほしいということをお願いしておるところでございまして、今後これに対してもどういうふうに対応なさるかということを踏まえまして検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

○山原委員 もう一つ、これは愛媛県から高知県に至る、正式の名前でしょうか、これは文化庁の名前だと思ひますが、土佐北街道——篠ヶ峰越といふのがございまして、文化庁の歴史の道百選に昨年たしか選定されております。その道は非常に険峻なところで、いろいろな名所も残つておりますけれども、馬を連れて参勤交代での苦労がしのばれるというわけで、私もここを踏破しましたが、この道をもつと整備、保存、延長していくことは、古道と地域の文化財に親しむ上で必要と思われます。そういう意味で、文化庁としてこういふ問題に対してもどういう取り扱いをされておりますか、お伺いをしたいと思います。

○小野(元)政府委員 御指摘ございました歴史的道百選でございませんけれども、これは全国の歴史的な道の中で、原則といたしまして、土のままの道といいますか、あるいは石畳の道あるいは道の形が一定区間良好な状態で残つておる、そういう箇所に対して指定をしておるところでござります。

お話をございました土佐街道に関連する歴史の道も、三カ所取り上げさせていただいておるわけでござりますけれども、これは昔の形での道の形が残つておるということを一つの条件にしておるものでございますから、これをさらに広げるという

ことでござりますと、これは生活道路として既に使つておりますので、舗装がなされておつたりあるのは新しい現代の道になつてしまつておるという市部分につきましては、歴史の道という観点では取り上げにくいということございまして、この指定範囲を広くするということは、私ども難しいと思うのでございます。

しかしながら、こういった整備事業を実施をしておるところでございまして、県や市の方から具体的な御要望等があれば、相談に乗りたいというふうに考えておるところでございます。

○山原委員 最後ですが、写真家の著作権の問題については、前々からも取り上げてまいりましたが、ぜひ実現をしますように御努力をお願いしたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○二田委員長 次に、中川智子君。

○中川(智)委員 社会民主党・市民連合の中川智子でございます。

今回の著作権法の改正は、やはり急激なメディアの進展とともに一層の著作権保護の前進が図られるということがあります。まず大臣にお伝えしたいと思います。

その中で、気にかかる点を最初に二点、あわせて質問させていただきます。先ほどからも出しておりますけれども、いわゆる著作権というふうに私どもが聞きましても、何か何んとこない。それがどういうふうな権利を持つて、それがどのような影響を及ぼし、その人自身にどういうメリット・デメリットがあるのかな。著作権といふものに対して、國民になじみが割と薄い、そのことによってあいまいになり、わからぬことが多々あると思われるんですが、やはり教育の中とかで、小さい時代から著作権といふものに對して一定の、知らしめていくような啓発、また普通の市民に對しても著作権といふのがどういふものなのか、著作権保護といふものがなぜ大事

なのかとすることを広く啓発していくということがとても大事ではないかと思いますので、それをまず最初に一点伺いまして、それと関連いたしまして、実演家の権利保護が今回の法改正においてもなお不十分だと思います。やはり、身分が安定し、いい仕事をしてもらうためにも実演家に対する保護をもう少しつちりとしなければいけないという思いを持っておりますが、この二点に對してのお答えをお願いいたします。

○小野(元)政府委員 まず第一点の、著作権についてもう少し普段をきちんとやつていくべきだという御意見でございます。ごもつともでございまして、私ども文化庁といたしましても、この著作権制度が我が國の文化の発展のために欠かすことのできない重要な制度だというふうに認識をしております。

具体的には、講習会等をさまざま形で設けておりまして、一般の方々に対する著作権セミナーも実施をしておりますし、都道府県の著作権事務の担当の方々に対する講習会も実施をしております。さらには、図書館や視聴覚ライブラリー等の職員を対象とした講習会も行つておるわけござります。それから、先ほどお話をございましたけれども、平成八年度から、中学校等の生徒が著作権について学習できるよう、わかりやすい漫画でつくりました著作権読本「大事にしようあなたの創意」といったようなものも作成をいたしまして、全国の中学校等に配付をしておるところでござります。また、コンピューターソフトウェアの違法コピー防止の観点から、「コンピューターソフトウェア管理の手引」等も作成をいたしまして、各方面にPRを行つておるところでございます。

○中川(智)委員 ありがとうございます。文化ということで、関連しての質問をさせていただきたいと思います。

私は子供を育てていますときに、子供劇場とかも、いろいろ呼び名が各地域で違うんですねが、アメリカ劇場とか、地域の親が行つて会費を集め子供と親がよりよい文化に親しむ、音楽とか演劇とか、プロの集団を招いて、地域でそのような文化に親しんでいく、とてもこれは大事なことだな。子供にとって、本当に感動を忘れさせない、感動と曰ころは感動と遠い世界にいたりして、早く勉強しなさいとか、早く寝なさいとか、早く早くといふ中で、親も子供も一日ゆっくりといふ芸術に親しむのはすばらしいことだと思うのですが、この活動が地域にしつかりとあるということは文

化庁は把握しているつもりでございます。

それから、第二点の映像の分野における実演家の権利の保護の問題でございます。

これもこの委員会で先ほど来すつと御論議が出

ておるところでござりますけれども、私どもいたしましては、国際的な動向等も見きわめながら、先ほど来申し上げておりますように、映像関係者を中心といたします新たな検討の場を設けまして、積極的な検討を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○小杉國務大臣 著作権とは何ぞやという概念ですけれども、従来、個人の所有権とか権利といふものは見えるものが中心でしたけれども、私は、やはり創作者がいろいろな新鮮な着想力で、そして創造力を生かしてつくったものは十分保護されるに値する貴重な財産である、そういう概念がまだまだちょっと希薄だと思いますので、こういう機運をもつと改めていく必要があるうと思ひます。

今度の改正、不十分ですけれども、少なくともインターネットに登載される、そこで著作権が保護されるということでは大変前進であったというふうに受けとめています。

○中川(智)委員 ありがとうございます。文化においても、関連しての質問をさせていただきたいと思います。

私は子供を育てていますときに、子供劇場とか、いろいろ呼び名が各地域で違うんですねが、アメ

リカーニングセンターとか、地域の親が行つて会費を集め子供と親がよりよい文化に親しむ、音楽とか演劇とか、プロの集団を招いて、地域でそのような文化に親しんでいく、とてもこれは大事なことだな。子供にとって、本当に感動を忘れさせない、感動と曰ころは感動と遠い世界にいたりして、早く勉強しなさいとか、早く寝なさいとか、早く早くといふ中で、親も子供も一日ゆっくりといふ芸術に親しむのはすばらしいことだと思うのですが、この活動が地域にしつかりとあるということは文化庁は把握しているつもりでございます。

○小野(元)政府委員 子供たちに對しましてすぐれた芸術に触れる機会を与えるということは、私ども、豊かな創造性をはぐくんだり、あるいは文

情報の涵養を図る面で大変重要なことだと思っておるところでございます。

文化庁といたましても、從来から、子供たちの芸術鑑賞機会の拡充を図ろうということで、鑑賞年齢層に応じまして、例えば、こども芸術劇場、それから青少年芸術劇場、舞台芸術あればい教室といったような形で、芸術文化振興基金を通じまして、親子を対象にした公演や、こういった展示活動に対し助成を行ってきておるところでございます。先般の中教審の答申の趣旨にもあるわけでございますけれども、豊かな心を育てていく、あるいは主体的に判断できる子供の育成を図るというためには、私どももいたしましては、平成九年度から、從来の中学校芸術鑑賞教室を拡充いたしまして、小中高等学校の学校教育の場において、すぐれた舞台芸術に直接触れることができる機会を提供するための舞台芸術ふれあい教室といつたものも新たに実施をすることいたしております。

今後とも、文化庁といたましても、子供たちがすぐれた芸術文化に触れる機会の充実に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○中川(智)委員 私が質問しましたのは、地域のそういう劇場を力を合わせて市民がつくっている活動を御存じかどうかということを質問したのであって、学校なんかでやっているとかいうのはもうわかつております。それは一年に一回とか、そういうことです。もつと頻繁にということで質問したのですが、それに対してお答えください。

○小野(元)政府委員 私どもも、さまざまな形で、例えばP.T.A.が主催してミュージカルを呼んでおられるとか、それから地域に根差したそういう文化活動をいろいろなところでやつていらっしゃるということはある程度把握をいたしておりまです。私ども自身も、先ほど申し上げましたように、幾つかの形で実施をしておるということも申し上げたとおりでございます。

○中川(智)委員 それだったら、御存じでしたな

らば、その活動がとても経済的に維持できなくなつて、いいものがどんどんぶれていくっておるといつた状況も御存じかと思います。

私が最初子供のために入ったときは会費が五百円ぐらいでした。それがだんだん値上げをされまして、今は一ヶ月に一人二千五百円とか三千円でな

いと維持ができないのです。そうしたら、会費が払えなくなつてやめていつてしまうのですね。でも、子供は泣いて、お母さん、まだあれが見たいよと言うのですが、お金が続かないから、お母さんが、我慢しない、学校で一年に一回あるからそこで待ちなさい。そういうふうなものではなくて、やはりそういう地域の文化活動、そういう機会を提供するための舞台芸術ふれあい教室といつたものも新たに実施をすることいたしております。

○小杉国務大臣 私の近所でも、子供劇場みたいなものを持つて、もう本当に手弁当でやつている人たちを見て、大変いいことだなと思つております。

今文化庁次長から答弁したのは、文化庁としてやつてある、比較的公的な関与のできる部分の助成をやつてているのですが、そういう草の根的なものについてまで十分補助できるかどうか、まして今財政構造改革真っ盛りで非常に厳しい中で、私は、問題意識としては大切なことだと思っております。学校の勉強では得られない感動とか夢を子供に与えるという意味では、何とかしてあげたい。

問題はやはり財政ということでおざいまして、文化庁予算もまだ一千億に達していない、そういう中で、欧米諸国に比べると数分の一、こういう状況でありますから、これはスポーツもそうですけれども、しかし、そういう機運を醸成すると、これは地方自治体も含めて考えていくべき課題だと思っております。

○中川(智)委員 悲しいことに、やはりお金なんですね、基本的に。子供にとって、心を豊かにしていく、精神的な面、その見えない部分がこれから広がり、それが大事だということですが、見えないものが将来の豊かな日本をつくっていく、それに対するお金を、見える公共事業から文部省の方に財政が行くよう頑張りますので、ぜひとも力を合わせて頑張つていきました。それから、三、四割程度定めているという県が四県ほど。それから、ほとんど標準服を決めていないという県が三県といふことでございまして、全国的には、各県ごとに実情が非常に違うということでございます。

これも私、経験の中で非常に感じてきたことで、ぜひとも御質問させていただきたいと思いますのは、現在、公立の小学校、中学校で制服といふものがございます。子供たちが毎日着ていくわけなのですが、それが公立の小学校においてもかなりのところが公立の小学校においてもかなり、いわゆる標準服という感じで、もう強制的に制服を着せられているという状態がございます。

それに對しては、校長が、教育委員会なんかと相談して、保護者の意見を聞きながら、制服がいいか私服がいいか選択していくというふうな形でお任せになつていてると思うのですが、その中で、かなりのトラブル、自由を認めないのであります。それで、かなりのトラブル、自由を認めないのであります。それで、かなりのトラブル、自由を認めないのであります。それで、かなりのトラブル、自由を認めないのであります。

そこで、この標準服につきましての私どもの考え方でございますが、校則によって定められてゐるのは例でございますが、その校則はそれぞれの学校の歴史的な沿革あるいは規模、それから保護者の方々の考え方といつたもの、そういう実情を踏まえまして決められているのが通常でございます。

私は、今のこの教育の中で、特に義務教育の中で、個性的な教育をと言つていてもしかわらず、反面、そのように着る服さえ縛つてしまつて、選択の自由さえない。そのような状況に対して、文部省は何らかの形で指導していくときに来ていましたが、そのあたりのところの御見解をお聞かせください。

○小杉国務大臣 後で初中局長から説明させます

が、概要的に申しますと、今國で一律にこうしないといふことを決めているわけではありません。

ただ、この規則、校則がどのように子供たちに影響を与えてくるかということについては、絶えず点検をしてほしいということをお願いしております。

ますし、一度決めたらそれでいいのだということではなくて、その時々の保護者の考え方等について、学校は十分にそれらを聞き、隨時適切な対応をしてほしいということを申し上げておりますが、具体の中身として、こうあるべき、あるいはべきということを国は言う立場にはないのではないかというふうに考えております。

○中川(智)委員 あつといいう間に時間がきましたので残念なんですけれども、私は、それを一律というふうにしなくていいと思っているのです。自己決定、自分自身で選択できる、そのように指導していっていただきたい。それに、そういう中では少数の意見が無視されてしまいます。やはり多数決でどちらかに決める。洋服なんて、特に小学校なんというのは迷うことが大事なんですね。毎日ブルーかグレーで決められた洋服で、男の子はズボン、女の子はスカート。どうして女の子がスカート以外のものをはいてはいけないのかとても不思議だったので、私は子供をずっとズボンで通学させたのですが、何というか物すごいのですよね。大変。親同士がけんか。あの人は制服派、あの人は私服派、口もきかない。

こんな状況があるということをぜひとも文部省は知つていただきたい、もう少しきめ細かなものを、資料をいただきたいし、そしてまた、文部省が、やはりこれだけぐちゃぐちゃになつていたら、決めるのじやなくて、押しつけるのじやなくて、一つの流れとしてどうつくっていくか、個性的に、子供が楽しく、自分自身が選んだ洋服で、動きやすくて汚れてもいいようなものを着ていける、選択していくるということに対しての一定の思想なりを持つていただきたいと思いますので、今後も引き続いて、学校給食のことも質問したかったのですが残念です、またお願いします。

○二田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○二田委員長 これより討論に入ります

が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、著作権法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○二田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○二田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十二分散会

平成九年六月二十三日印刷

平成九年六月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K